新潟県・県中央会から説明を受ける　編集部

目　　次

特集　農政の転換と新潟県農業―共同調査報告―

特集にあたって……………………………………………………………神山　安雄（４）
農政の転換と水田農業―戸別所得補償制度と新潟県の対応……神山　安雄（６）
農政転換と新潟県農政……………………………………………………梶井　　功（16）
戸別所得補償と米の需給調整……………………………………………堀口　健治（21）
新潟版所得保障　―内容・実施状況・意義―……………………………服部　信司（27）
良食味米生産地帯における法人経営の展開過程と現局面
　―耕畜連携による転作と高付加価値米販売に挑む米工房いわむろ―　…安藤　光義（35）
耕畜連携と六次産業化で地域を活性化するフジタファームグループ　……小林　信一（40）
米政策転換への新潟県胎内市の農業経営の対応…………………谷口　信和（44）
シリーズ“どこへ行く　日本の食と農㉓”
　　ガーデニングと花苗生産のゆくえ　……………………………宮部　和幸（49）

〔時評〕　生産費の補償は経営の再生産を可能にするか　………………(U・T)（２）

☆表紙写真　（有）米工房いわむろのフィールド風景　編集部

「農村と都市をむすぶ」2010年12月号（第60巻12号）通巻710

生産費の補償は経営の再生産を可能にするか

時評

戸別所得補償モデル事業の仕組み

民主党農政の主要な柱に農業者戸別所得補償制度がある。昨年度から開始された米の戸別所得補償モデル事業の仕組みは、「標準的な生産に要する費用」と「標準的な販売価格」の差額相当分として、一・五万円／一〇ａの定額部分と、当年度の販売価格が「標準的な販売価格」を下回った場合の変動部分を交付するというものである。家族労働費が八割で計算されているなどの問題はあるが、基準となる費用の計算は「過去七年中庸五年平均」として比較的安定した水準となるよう制度設計されており、いわゆる『岩盤』としての意味合いを持たせていることは評価できる。ただ、ここでは、やや視点を変えて、生産費の補償は経営の再生産につながるかという観点からこの制度の意義を考えてみたい。

小規模経営における生産費補償の意義

まず、上記の方式が確実に実施されれば、米の生産に要した費用はほぼ償えることになる。しかし、この場合の所得は、実質上、家族労働費の八割になるので、平均すると約三・三万円／一〇ａである。後述するようにこの費用には自作地地代は含まれないと思われるので、この金額が実質の稲作所得と見ていいだろう。

論点の一つは、本制度により三・三万円／一〇ａの所得は補償されるのであるが、稲作規模が一haでは、経営全体では三三万円程度にすぎないことである。農業が継続される条件として、農業所得で家計費を賄えることを想定しよう。現在、平均家計費は四六〇万円程度である。そうすると、仮に、自給力向上対策等の助成によって転作作物からも稲作同等の所得が得られるとすれば、転作率三割で４６０×０・７÷３・３＝98反、すなわち約一〇haの水稲作付面積が家計費の確保には必要である。換言すれば、経営面積が小さい場合、他の部門からの農業所得や農外収入がなければ、所得補償はあっても農業は継続できない。

標準的な生産に要する費用に地代は含まれるか

論点の第二は、交付単価算定における「標準的な生産に要する費用」は何かである。公表資料によれば、「米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の八割の過去七年（平成一四年産から平成二〇年産）中庸五年の平均」とされており、その金額は一三、七〇三円／六〇kgである。米生産費統計には経営費という項目がないので上記が正確に何を示すのか分からないが、米生産費調査の金額からすると、これは平成一四年から二〇年の七年中庸五年方式の生産費（副産物価額差

引）に等しい。なお、地代、利子を含む全参入生産費では一六、九二三円／六〇kgである。

このように、「標準的な生産に要する費用」には地代が含まれないのであり、したがって、借地型の経営は支払地代部分が補償されないことになる。もちろん、借地型の大規模経営では、通常、効率的な生産方式の採用からより少ない生産費水準を達成していると考えられるのであり、その生産費が販売価格を下回るかどうかはまた別である。しかし、概念として、補償すべき生産費に地代が含まれなくていいのかは、議論の余地がある点であろう。借地経営にとって、地代負担力なしに稲作は展開できないからである。

生産費と原価

第三の論点は、仮に地代や利息を加えたとしても、全算入生産費はあくまで生産過程における生産費にすぎないという点である。生産費調査の生産費は、本来、政策価格算定のための基礎資料として把握されてきたものであり、そこでの費用には販売経費や一般管理費は含まれない。すなわち、生産費調査の生産費は、一般企業の決算書で言えば売上原価に等しい。そして、通常の経営は、それに販売及び一般管理費も含めて経営費と捉えているのが一般的であり、当然、売上原価と販管費が償えないと事業は継続していけないのである。

特に、大規模経営では、自ら販売対応も行い、かつ、常時雇用も導入している事例が多い。これら経営では、販売経費や、雇用者への給与及び社会保険等の福利厚生費といった販売及び一般管理費を含む経費を賄える収入の確保が重要であり、それを見据えた販売単価を目指していくことが、経営戦略上の重要な課題となっている。すなわち、本来は、生産費ではなく、経営の原価が基準とされるべきなのである。

何が議論されるべきか

筆者は、ここで農業者戸別所得補償の交付金単価の算出方法の見直しを求めたいわけではない。制度的な仕組みとして取り得る対策は限られるからである。重要なのは、生産費と価格が均衡することと、経営としての再生産可能性とは別の問題だということである。また、生産費としてどの費目を含めるかも重要な論点とされるべきである。農業者が持続的に経営を継続できるかも、これらを踏まえた議論が求められよう。面積当たりの補償を準備したとしても、構造をそのままにしては農業経営の継続は困難だからである。同時に、生産費調査の計算方法を用いて米の国際競争力の可能性を主張する議論も筆者には理解できない。生産費調査の生産費は、生産効率は示すが、その数字でもって経営としての競争力の有無を議論することはできないからである。

（U・T）

特集にあたって

米政策・水田農業政策は、二〇〇四年度からの米政策改革、〇七年度の品目横断的経営安定対策（〇八年度から水田・畑作経営所得安定対策と改称）、そして一一年度からの戸別所得補償制度の本格実施をめざした一〇年度の戸別所得補償モデル対策（水田利活用自給力向上事業、米の戸別所得補償モデル事業）の実施と、めまぐるしく変わった。こうした政策の転換に対し、水田農業地帯では戸惑いつつも、そのときどきの対応をしてきた。

戸別所得補償モデル対策の実施されている一〇年度、農林行政を考える会の現地共同調査は、良食味米コシヒカリの産地・新潟県下で行うこととした。戸別所得補償モデル対策は、米の戸別所得補償の定額交付金や、水田利活用事業での麦・大豆・飼料作物、米粉用米・飼料用米・発酵粗飼料（ＷＣＳ）用稲といった新規需要米に対する交付金など、全国一律の枠組みで実施された。戸別所得補償モデル対策に対して、良食味米産地・水田農業地帯の新潟県ではどのように対応しているのかを知ることが、第一の目的であった。

また、新潟県は、水田経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）では米価が右肩下がりで下落するなかで農家の所得減少に歯止めがかからないとして、県独自の新潟版所得保障モデル事業の水田経営安定化・フル活用モデル事業を〇九年度四地区で実施した（一〇年度は五地区追加）。この事業によって、水田農業経営

一〇ａ当たり所得四万～五万円の所得保障をモデル地区の農家すべてを対象に実施している。新潟版所得保障モデル事業の推進状況をみながら、水田農業の所得補償のあり方について考えることが、第二の目的であった。今回の調査では、水田経営安定化・フル活用モデル事業を〇九年度から実施しているモデル地区四地区のうちのひとつ・西条集落営農組合（胎内市）を訪ねた。その詳細については、本号の服部信司報告をご覧いただきたい。

こうした農政転換のなかでの、集落営農や個別農家、農業法人経営の対応、経営展開をみることが、第三の目的であった。良食味米コシヒカリの直売とＷＣＳ用稲・飼料作物を生産する水田農業経営法人（新潟市西浦区）。米粉用米生産を行う集落営農と認定農業者（胎内市）。ジェラートやチーズの製造・販売によって経営の複合化・多角化を行っている酪農法人経営（新潟市西浦区）――を訪問し、聞き取り調査を行った。

現地調査にあたっては、新潟県農林水産部の農産園芸課、地域農政推進課、新潟県農業協同組合中央会、胎内市の農林水産課の方々に多大な協力をいただいた。また、米粉用米については、米粉加工・販売の新潟製粉㈱、生産側の胎内市の西条集落営農組合・西奈美公平代表、認定農業者の桐生さん。ＷＣＳ用稲などの耕畜連携に関連して、新潟市西蒲区の（有）米工房いわむろの阿部公男代表、（有）フジタファームの藤田毅代表に、多忙のなか協力いただいた。感謝の念にたえない。

以下は、農政の転換・戸別所得補償モデル対策実施のなかでの新潟県農業、農家・農業経営の対応についての調査報告である。

（文責　神山安雄）

農政の転換と水田農業
―戸別所得補償制度と新潟県の対応―

国学院大学兼任講師　神山　安雄

はじめに

戸別所得補償制度の二〇一一年度からの本格実施をめざして、一〇年度は戸別所得補償モデル対策が、水田利活用自給力向上事業（以下、水田利活用事業）と米の戸別所得補償モデル事業（以下、米の戸別所得補償）の二本立てでおこなわれた。

今回、新潟県農業を対象にして、戸別所得補償モデル対策に対する対応について調査した。

新潟県は、良食味米コシヒカリの産地であり、水田率八九％（水田面積一五・五万㌶）、米の産出額全国一位（〇八年一六六九億円）という数値にみられるように水田農業地帯・米どころである。その水田農業地帯の新潟県で、水田経営所得安定対策から戸別所得補償モデル対策へと政策が転換するなかで、水田農家がどのように対応していくのかをさぐることが、今回の調査の目的である。

ここでは、①戸別所得補償モデル対策に対する対応について、全国の動向とくらべ、また、これまでの水田経営所得安定対策への対応とくらべて、新潟県農業の対応の特徴について分析する。そのうえで、②戸別所得補償モデル対策の推進下における新潟県独自の政策推進、とくに新潟版所得保障モデル事業と米粉用米生産について、概略を分析することにする。

1、戸別所得補償モデル対策への対応

①全国の動向

二〇一〇年度の戸別所得補償モデル対策は、水田作の麦・大豆・飼料作物、新規需要米などに対して交付金を支払う水田利活用事業、米に対して販売価格と生産費の差額分を全国一律の交付金として支払う米の戸別所得補償という二本立てであった。

戸別所得補償モデル対策への加入申請件数は全国で一

表1　戸別所得補償制度モデル対策の加入申請状況（2010年度）

単位；経営、㌶、％

		新潟県		北陸		都府県		北海道		全国		参考:A産地づくり B新規需要米等
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
件数件	計	69,353	100.0	140,988	100.0	1,302,656	100.0	27,577	100.0	1,330,233	100.0	09計　85,233
	米所得補償	66,571	96.0	136,161	96.6	1,161,720	89.2	15,612	56.6	1,177,332	88.5	
	水田自給力	51,370	74.1	101,940	72.3	958,911	73.6	26,108	94.7	985,019	74.0	
	個人	68,468	98.7	138,574	98.3	1,290,482	99.1	26,573	96.4	1,317,055	99.0	認定　79,557
	法人	641	0.9	1,296	0.9	4,918	0.4	979	3.6	5,897	0.4	
	集落営農	244	0.4	1,118	0.8	7,256	0.6	25	0.1	7,281	0.5	集落営農　5,676
	構成農家数	3,355		24,865		224,420		182		224,602		
面積ha	主食用米	93,235	85.9	180,679	91.1	1,040,462	70.9	111,877	99.5	1,152,339	72.9	1,580,000
	麦	382	1.6	9,146	17.5	135,711	25.4	30,849	27.4	166,560	25.7	A　109,949
	大豆	6,393	26.4	13,713	26.2	100,767	18.8	14,709	13.1	115,476	17.8	A　109,797
	飼料作物	467	1.9	947	1.8	72,982	13.6	24,726	21.9	97,708	15.1	A　81,617
	米粉用米	1,727	7.1	1,942	3.7	4,853	0.9	108	0.1	4,961	0.8	B　2,401
	飼料用米	864	3.6	1,141	2.2	14,529	2.7	385	0.3	14,914	2.3	B　4,123
	バイオ燃料米	317	1.3	317	0.6	317	0.1	80	0.1	397	0.1	B　295
	WCS用稲	275	1.1	423	0.8	15,871	3.0	100	0.1	15,971	2.5	B　10,203
	ソバ	1,246	5.1	4,218	8.0	24,230	4.5	7,678	6.8	31,908	4.9	A　29,755
	ナタネ	11	0.0	63	0.1	787	0.1	132	0.1	919	0.1	
	加工用米	7,435	30.7	10,465	20.0	36,916	6.9	2,027	1.8	38,943	6.0	26,126
	その他作物	5,125	21.1	10,036	19.1	127,872	23.9	31,880	28.3	159,752	24.7	
	水田自給力・計	24,242	100.0	52,411	100.0	534,835	100.0	112,674	100.0	647,509	100.0	

資料；農林水産省「戸別所得補償制度モデル対策の加入申請状況」
注1．主食用米の加入申請面積「構成比」欄は、主食用米作付面積（10月15日現在見込み）に対する比率。
　2．加入件数の参考欄は、2009年度水田・畑作経営所得安定対策の加入件数・計と認定農業者、集落営農の加入件数。
　3．加入面積の参考の主食用米は、2010年産主食用米実作付面積。なお、生産目標換算面積は153万㌶。
　参考のAは、2008年度産地づくり交付金助成面積。Bは、2009年産新規需要米取組計画書の数値。
　参考の加工用米は、2009年産加工用米取組計画書の数値。

三三万件にのぼっている。加入申請した集落営農の構成農家数二二・五万戸を加えると、全国で一五〇万余りの農業経営を対象にしたことになる（**表1**）。

米の戸別所得補償への加入申請件数は、全国一一八万件、加入申請面積一一五万㌶で、一〇年産主食用米作付面積の七三％、生産目標換算面積の七五％をカバーした。水田利活用事業は、加入申請件数九九万件、加入申請延べ面積六五万㌶である。これまでの転作作物である麦・大豆・飼料作物・ソバで対応している割合が高いが、新規需要米での対応が、交付金水準の高いことから（一〇a当たり八万円）、飛躍的に増えている。飼料用米は前年産にくらべ三・六倍の一・五万㌶に、米粉用米は二・一倍に、発酵粗飼料（WCS）用稲は一・六倍に増加した。加工用米も一・五倍の三・九万㌶に増えた（**表1**）。

戸別所得補償モデル対策への対応の全国での特徴は、第一に、水田・畑作経営所得安定対策にくらべ加入申請件数が飛躍的に増えたことである。水田・畑作経営所得安定対策は、政策対象を地域農業の担い手である認定農業者と特定農業団体など一定要件を満たす集落営農に限定している。これに対して、戸別所得補償対策は、集落営農を含む販売農業者すべてに政策対象を拡大し、米の戸別所得補償で生産費と販売価格との差額分を「不足払い」する定額交付金（一〇a当たり一・五万円）と所得

補償水準を下まわった場合の米価変動補てん交付金を創設した。政策対象・交付金交付対象を広げたのだから、加入件数が増えるのは当然である。

第二に、米の戸別所得補償がモデル的に実施された結果、米の所得補償カバー率は実作付面積の七割を超えるまでに拡大した。米戸別所得補償の加入面積の実作付面積に対するカバー率は、北海道が九九・五%、都府県が七〇・九%である。

第三に、水田の生産力を活用した自給率向上を目的とした水田利活用事業では、麦・大豆・飼料作物での対応の比率が高いが、一〇年度は水田・畑作経営所得安定対策も引きつづき実施されたため、同対策の収入変動緩和対策への加入とダブっているものが多い。前述したように、交付金単価の高い新規需要米での対応が飛躍的に増えた。

②北陸・新潟県の対応の特徴

水田農業地帯である北陸、新潟県の戸別所得補償モデル対策への対応について、第一の特徴は、米の戸別所得補償への加入率が高いことである。米の戸別所得補償の加入面積は、北陸平均では実作付面積に対して九一%、新潟県では八六%と、都府県平均を大きく上まわっている（**表1**）。

第二の特徴は、戸別所得補償モデル対策への加入が、北陸でも個別農家が大半であるとはいえ、法人と集落営農の加入割合が都府県平均を上まわっていることである（**表1**）。とくに集落営農の組織率の高い富山県、福井県では、集落営農の加入件数が多くなっている。

第三の特徴は、北陸での水田利活用事業については、大豆・麦が多いとはいえ、他の地域にくらべ加工用米、新規需要米での対応が著しく多いことである。とくに新潟県では、加工用米が大豆の面積を上まわっており、米粉用米・飼料用米・バイオ燃料米・WCS用稲という新規需要米が、水田利活用事業の加入申請延べ面積の一三%を占めている（都府県平均は七%）。加工用米（同三一%）を加えると、米による生産調整への対応、いわば〝米による転作〟が水田利活用事業の四四%になる（**表1**）。

以上のように、水田農業地帯である北陸、とくに新潟県では、米の戸別所得補償への加入率が高い。しかし、〝売れる米〟のコシヒカリ産地である新潟県では、米の戸別所得補償への加入率が、都府県平均を大きく上まわるが、北陸平均より若干低くなっている。また、新潟県では地下水位が高い湿田が多いために、水田利活用事業、すなわち米の需給調整・生産調整では、加工用米と新規需要米といった従来からの〝米による需給調整〟によって対応している。

表２　新潟県の水田経営所得安定対策の加入申請状況

単位；経営体、㌶、％

		2007年	2008年	2009年	2010年 水田経営対策 A	2010年 モデル対策 B
経営体数	計	6,970	10,219	10,520	10,635	69,353
	認定農業者	6,824	10,060	10,363	10,483	69,109
	集落営農	146	159	157	152	244
	米	6,906	10,155	10,461	10,581	66,571
	麦	87	82	89	81	‥
	大豆	1,752	1,948	1,811	1,705	‥
作付予定面積	米	41,123	48,171	50,029	50,649	93,235
	（カバー率）	34.1	41.2	45.0	46.6	85.9
	麦	425	403	352	348	382
	（カバー率）	95.7	93.3	91.2	91.1	100.0
	大豆	5,297	6,329	6,262	5,910	6,393
	（カバー率）	87.4	89.5	90.4	90.5	97.1

資料；農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」､「水田・畑作経営所得安定対策加入申請状況」平成20～22年産､「戸別所得補償モデル対策の加入申請状況（７月末現在)」等により作成

注　１．2010年戸別所得補償モデル対策の「認定農業者」欄は、個人・法人の合計。
　　２．米の面積カバー率は、主食用米実作付面積に対する比率。麦は、六条大麦作付面積に対する比率。大豆は、田作面積に対する比率。

２、新潟県の戸別所得補償モデル対策への対応

①水田経営所得安定対策への対応

米政策・水田農業政策が米政策改革、水田経営所得安定対策と変わるなかで、新潟県農業は、とくに品目横断的経営安定対策（〇七年度）・水田経営所得安定対策（〇八～一〇年度）に対して、認定農業者と集落営農法人といった地域農業の担い手を育成・確保することをつうじて対応してきた。認定農業者数（法人を含む）は、〇六年三月現在の九八一七経営から〇九年三月には一万三五〇六経営と三八％増えた。組織経営体数（法人・協業経営）は〇六年三月の一三二経営から〇九年三月には三三七経営と二・六倍に増えている。水田経営所得安定対策が、地域農業の担い手である認定農業者と一定要件を満たした集落営農に政策対象を限定していたためである。

水田経営所得安定対策では、担い手の面積要件が事実上なくなったため、認定農業者一万経営あまりと集落営農一六〇組織近くが加入し、水田の麦・大豆作の九〇％以上をカバーし、同対策の収入変動緩和対策の対象である米も四五％程度をカバーして実施された（**表２**）。

米の生産調整は、参加農業者数が九割程度であり（参加農業者数の配分対象農業者数に対する割合＝参加率＝〇九年度九〇・八％）、近年は各年産とも面積換算で四％

表３　米生産調整の取り組み状況（2005～2010年産米、新潟県）

単位；ｔ、㌶

	2005年産	2006年産	2007年産	2008年産	2009年産	2010年産
生産目標数量　①	592, 963	589, 344	597, 010	575, 000	575, 040	560, 485
実生産量　②	624, 356	622, 823	622, 833	614, 400	588, 073	569, 100
②－①	31, 393	33, 479	25, 823	39, 400	13, 033	8, 615
①の面積換算　③	110, 012	109, 340	110, 763	106, 903	106, 948	104, 007
実作付面積　④	113, 965	113, 859	115, 553	111, 486	111, 167	108, 600
④－③	3, 953	4, 519	4, 791	4, 583	4, 219	4, 593

資料；新潟県および農林水産省資料により作成
注　1.2010年産の実生産量、実作付面積は、2010年10月15日現在の見込み値。

表４　新潟県産米価格の推移（1997～2010年産）

単位；円／60ｋｇ、％

	一般コシヒカリ	魚沼コシヒカリ	岩船コシヒカリ	佐渡コシヒカリ	こしいぶき	全銘柄平均
１９９７年産	21, 868	29, 584	22, 723	22, 827		18, 675
９８年産	23, 740	33, 698	24, 970	24, 856		19, 603
９９年産	21, 273	27, 700	22, 067	22, 103		17, 919
２０００年産	19, 821	29, 457	20, 921	21, 990		17, 054
０１年産	19, 826	27, 676	20, 684	21, 212		17, 254
０２年産	20, 908	28, 959	21, 213	21, 407	16, 852	17, 129
０３年産	25, 673	36, 624	26, 162	26, 003	22, 259	22, 296
０４年産	20, 259	27, 052	20, 657		16, 306	16, 660
０５年産	19, 382	25, 972	19, 866	20, 034	15, 705	16, 048
０６年産	18, 763	29, 791	18, 983	19, 319	15, 448	15, 203
０７年産	18, 624	24, 864	18, 055	18, 442	14, 567	14, 164
０８年産	17, 507	25, 382	17, 867	17, 935		15, 146
０９年産	16, 982	23, 807	17, 297	17, 297		14, 751
１０年産	15, 348	21, 663				13, 040
09年産/98年産	71. 5	70. 6	69. 3	69. 6		75. 2

資料；新潟県の農業（資料編）、等により作成
注　１．2010年産は、2010年９月の相対価格（出荷業者）。
　　２．全銘柄平均の1997～2005年産は、全銘柄加重平均の指標価格（包装代、消費税、拠出金込み）。

程度の過剰作付けを発生させている（**表３**）。

米の生産調整が実施されているにもかかわらず、生産者の手取り米価は低落をつづけ、全国的には平均販売価格が平均生産費を割りこむようになった。とくに新潟産米価格は、全銘柄平均価格を上まわる良食味米であるため、値下がりの幅が大きかった。この一〇年間ほどで全銘柄平均価格が二五％下落したのに対して、新潟県産米価格は三〇％下落している（**表４**）。北陸、とくに新潟県の米生産費は、土地改良水利費や実支払い地代を中心に高く、一〇ａ当たり支払い利子・地代算入生産費は、東北・北海道にくらべ一割方高くなっている。光熱動力費・肥料費の値上がりした〇八年産の一〇ａ当たり米作所得は、各種交付金・補助金を除くと六

万円程度であり、一〇年前の一九九八年産米にくらべ四割ほど減少している（筆者による試算）。

　こうしたなかで新潟県の米作は、機械化・省力化や規模拡大による低コスト化を進めながらも、米の生産調整に対しては、主として大豆作で対応しつつ、主食用米栽培と同じ機械装備である加工用米や減農薬・減化学肥料の特別栽培による減収カウントで対応し、新規需要米制度ができてからは新規需要米での対応を強めてきた（表５）。

表５　新潟県の加工用米、新規需要米の取り組み状況（2008～2010年産）

単位；☒

	2008年産	2009年産	2010年産
加工用米	5,457	5,727	7,435
新規需要米・計	670	1,282	3,183
米粉用米	59	683	1,727
飼料用米	10	14	864
WCS用稲	207	202	275
バイオエタノール用米	303	297	317
その他	91	86	‥

資料；「新潟県の農業（資料編）」により作成。
注　1.新規需要米・計の2010年産は、その他を除く。

②新潟版所得保障モデル事業の実施

　水田経営所得安定対策は、その収入変動（減少）緩和対策で、米・麦・大豆の価格下落によって生じる減収分を補てんする価格下落対策を実施した。しかし、「水田経営所得安定対策（収入減少緩和対策）では、米価が右肩下がりとなった場合には、農家収入の減少に歯止めがかからない」。自民党政権下での農政改革関係閣僚会合の「農政改革の検討方向」（二〇〇九年五月）への意見公募に対して、新潟県は泉田裕彦知事名の「意見書」を公表し、「将来展望を持って水田農業が展開できる岩盤対策（定額所得保障制度）を含めた制度」と「（米粉用米などの）非食用米の需要と供給を併せて拡大する戦略」という制度を提言した。提言は、県単独事業の新潟版所得保障モデル事業の水田経営安定化・フル活用モデル事業として具体化された(注1)。このモデル事業のねらいは、「米価下落時の対応や：米粉用米等の非主食用米への誘導を含め、水田経営全体で一定レベルの所得を確保できる所得保障制度のモデル的な実施」をつうじて「制度の設計と有効性」をつかみ、「国に向けた制度提案」をおこなうものであった(注2)。

　このモデル事業は、事業実施モデル地区を公募で選定して、モデル地区内の小規模兼業農家などを含む米販売農業者・農業生産法人すべてを対象に所得保障交付金の支払い対象にするもの。対象地区は、水田経営面積二〇～三〇☒の集落で、実施要件は、①当時の米粉用米の作付けなど水田フル活用対策に取り組み、②減農薬・減化学肥料栽培などの環境保全型農業の取り組んでいること

――であった。「所得保障水準」は、他産業並みの労働時間（年間一八〇〇～二〇〇〇時間）である水田経営（新潟県の米単作経営では一〇㌶規模に相当）が、他産業並みの所得（四〇〇～五〇〇万円）を確保できる水準に設定する。農業所得と国の支援額などの合計が所得保障水準を下まわった場合は、下まわった分を県が補てんする仕組みである。米粉用米など非主食用米等の所得保障水準は、主食用米の所得保障水準の五％増しに設定される。

モデル事業は、〇九年度から四地区で実施され、一〇年度からはさらに五地区が追加されて、五年間の計画で実施されている。〇九年度の所得保障水準は、主食用米が一〇a当たり四万六〇〇〇円、米粉用米・加工用米・大豆などが四万八五〇〇円に設定された。服部信司報告で後述するモデル事業実施地区のひとつ西条集落営農組合（胎内市）は、水田経営面積三〇㌶でコシヒカリ・米粉用米などの減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいるが、〇九年度は県からの所得保障交付金が合計一七〇万円支払われた。

新潟版所得保障モデル事業の水田経営安定化・フル活用モデル事業の意義は、モデル地区内の米販売農業者すべてを対象にして、米価下落への対応として主食用米について労働時間に応じた定額所得保障を実施していること、非主食用米などにはその五％増しの定額所得保障をして作付け拡大を誘導していることである。

③戸別所得保障モデル対策への対応

一〇年度の戸別所得補償モデル対策に対する新潟県農業の対応は、加入申請件数六・九万件であった。米の戸別所得補償の加入申請面積は九・三万㌶と、主食用米作付面積の八六％をカバーした。水田利活用事業では、加入申請面積が延べ二・四万㌶にのぼり、大豆・ソバのほか、加工用米（加入申請延べ面積の三一％）、新規需要米（同一三％）で対応している（**表1**）。

新潟県の戸別所得補償モデル対策への対応の特徴は、第一に、米価の下落と水田農業所得の低下がつづくなかで、都府県平均を大きく上まわる米の戸別所得補償への加入率を示し、同時に水田利活用事業でも、大豆・麦作の加入率が九七～一〇〇％と高く、加工用米・新規需要米の作付面積を大幅に増加させていることである。

これは、個別農家・法人経営も集落営農も、米作所得の減少のなかで、米の戸別所得補償の定額交付金（一〇a当たり一・五万円）に魅力を感じたこと。また、水田利活用事業の新規需要米の高い交付金水準（一〇a当たり八万円）に誘導されたためである。集落営農の戸別所得補償モデル対策への加入申請件数は、水田経営所得安定対策への加入申請件数を上まわっている（**表2**）。ただし、大豆・麦作は、水田利活用事業の交付金単価が一〇

ａ当たり三・五万円に設定されたこともあり、作付面積が微減している。

新潟県農業の対応の第二の特徴は、一〇年度も継続して実施されている水田経営所得安定対策の収入変動緩和対策に加入申請件数一万件、主食用米の加入申請面積五万㌶を超す加入があることである（**表２**）。米の戸別所得補償には、定額交付金を加えても所得補償基準を下まわるときにはその差額分を補てんする変動交付金があるとはいえ、米価下落によって生じる減収を補うための対応である。新潟県産米は、他の産地銘柄米にくらべ相対的に価格水準が高いために、全国一律に算定される定額交付金も変動交付金も、新潟県産米価格の下落幅を埋めきれないのである。

第三の特徴は、前述したように、水田利活用事業によって加工用米・新規需要米の作付面積が大幅に増加したことである。新潟県内には新規需要米の実需者が存在している。米粉用米は、胎内市に合併した旧黒川村の第三セクターで、県食品総合研究センターの開発した微粉末細粒への製粉技術の特許を使用する新潟製粉㈱が実需者としてある。バイオ燃料用米は、米を原料としたバイオエタノール製造のＪＡ全農プラントがあり、ＪＡ営のガソリン・スタンドでバイオエタノールを混合した自動車燃料が販売されている。米粉用米は、新潟県産が全国の三五％、バイオ燃料用米は、新潟県産が全国の八〇％を占めている。

米粉用米の単価は、コシヒカリ一等米を基準に設定されており、西条集落営農組合などでは、主食用米と同じく減農薬・減化学肥料栽培がおこなわれている。

３、残された課題

水田農業地帯・新潟県の一〇年度戸別所得補償モデル対策の実施状況からみた戸別所得補償制度の本格実施にむけて残された課題をみることで、調査報告のまとめにかえたい。

第一の課題は、米価の下落がひきつづいていることへの対策である。一〇年産米価は、米の戸別所得補償の定額交付金（一〇ａ一・五万円）が支払われることもあって、所得補償基準を下まわった価格形成となっている。新潟一般コシヒカリの仮渡し金は六〇ｋｇ当たり一万二三〇〇円に引き下げられた。東北各県では、仮渡し金が一万円程度に下げられている。米価は、「右肩下がり」がひきつづいている。新潟の一〇年産米は、猛暑の影響から一等米比率二一％（〇九年産米八九％）であり、大きく減収することが見込まれる。品質低下による減収は、農業共済金交付の対象にするとの特例措置がとられる見込みである。しかし、米価の大幅な下落による減収は避

けられない。

新潟県産米の場合は、米価の下落による減収分を米の戸別所得補償の定額交付金と変動交付金で埋めきれない恐れがある。

これは、全国一律の交付金算定の仕組みそのものに原因がある。米の戸別所得補償の所得補償基準は、標準的な生産費の水準である。米の標準的な生産費は、〈経営費（物財費＋雇用労賃＋実支払い利子・地代）＋八〇％分の労働費〉と、低く算定されている。定額交付金（一〇a一・五万円）は、この所得補償基準（標準的な生産費）と標準的な販売価格（全銘柄加重平均価格）の差額分として算定された。米価が下落して定額交付金を加えても所得補償基準に達しない場合は、変動交付金が交付される。しかし、変動交付金の算定も、全国平均で低く算定された所得補償基準と全銘柄加重平均の販売価格をもとに全国一律の額で算定される。新潟県産米は、他の産地銘柄米よりも価格下落幅が大きいため、価格下落による減収分を全国一律に算定される変動交付金では減収分を埋めきれない。

米価下落対策を考える必要がある。棚上げ備蓄方式の前倒しのほか、加入要件を満たしている認定農業者・集落営農が一〇年度の水田経営所得安定対策の収入変動緩和対策に加入していったが、これにかわる米価下落による減収対策、たとえば収入保険などを検討することが課題である。米価は、産地銘柄ごとに形成されており、全国一律ではない。

第二の課題は、新規需要米でも価格下落が生じていることへの対策の検討である。新規需要米の価格も、水田利活用事業の交付金（一〇a八万円）を見込んで、値下がりしている。だからこそ「新規需要（開発）米」なのだが、新規需要米は新たに実需・販売先を開発しなければならない。従来からの需要に対して、供給過剰の状態がつくりだされている。米粉用米でみると、和菓子やだんご等に使われる米穀粉生産量は、九〇年代末にはだんごブームなどから一二〜一三万トンだったが、〇九年には八・三万トンに減少した（このうち〇・三万トンが新規需要米原料の米穀粉）。米穀粉製品の原材料は、これまで国産の加工用米やミニマム・アクセス輸入米、輸入の米粉調製品で調達されていた(注3)。ちなみに米粉調製品の輸入量は、〇九年九・三万トンである。和菓子やだんご等の米穀粉製品の原材料需要はすでに満たされており、新規需要米としての米粉用米は米粉パンや米粉めん等の新規需要を開拓する必要がある。価格競争力をつけるために、実需者の引き取り価格が抑制されてきている。極端な価格形成は避けなければならない。

第三の課題は、水田利活用事業の激変緩和措置でみら

れた地域の実情にあわせた交付金単価設定の問題である。安藤光義報告で後述する米工房いわむろ（新潟市西蒲区）は、主食用米を直接販売するのとともに、同じ経営グループで連携する酪農法人フジタファーム（小林信一報告）等にむけて飼料作物（青刈りトウモロコシなど）とWCS用稲を生産している。水田利活用交付金は、基礎単価が飼料作物一〇a当たり三・五万円、WCS用稲八万円である。飼料作物は、激変緩和措置を財源にして産地確立交付金と同水準の一〇a当たり四万円台を確保して対応した。酪農法人フジタファームは、生乳生産に加えて、ジェラートの製造・販売、チーズ製造・販売など経営の複合化・多角化を図っている。チーズ向け原料乳の供給のために耕種農業側からの牧草など飼料作物の生産・供給といった連携が重要になってくる。地域の実情に即した水田利活用交付金の単価設定を可能にする仕組みづくりが課題である。

一〇年度の水田利活用事業では、麦・大豆の交付金単価を実質上、加算するために、都道府県に配分された激変緩和措置の財源のほか、飼料作物の交付金単価を引き下げて麦・大豆などの交付金財源とすることが行政指導された。一一年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、麦・大豆は、水田利活用交付金に加えて、面積払い（営農継続支払一〇a当たり二万円）と数量払いを併用した戸別所得補償とする予算が概算要求されている。農協系統は、水田利活用の所得補償交付金や産地資金について「地域裁量に基づく産地・担い手の取り組みを促進する仕組みと十分な財源確保」を要望している(注4)。麦・大豆・飼料作物といった戦略作物に加え、地域特産物も含めた水田利活用交付金などの地域の実情にあわせた仕組みづくりが課題である。なお、水田利用の飼料作物に対しては、飼料用米・WCS用稲とならんで耕畜連携の交付金（一〇a当たり一・三万円）を交付する。自給飼料の増産がいわれるなかで、畑作の飼料作物に対しても営農継続支払や耕畜連携交付金とならぶような措置を検討することも、課題として残されている。

(注)

1、引用は、「『農政改革の検討方向』に対する意見」新潟県知事泉田裕彦名、2009年5月22日公表（新潟県庁ホームページ）による。

2、新潟版所得保障モデル事業の水田経営安定化・フル活用モデル事業については、神山安雄「水田農業における新潟版所得保障」本誌2009年9月号所収、を参照されたい。また、新潟版所得保障モデル事業の現時点での実施状況については、本誌本号の服部信司報告。

3、米穀粉の需給事情については、全国穀類工業協同組合調べによる。

4、新潟県農業協同組合中央会など「本県における組織討議結果」2010年9月22日。

農政転換と新潟県農政

東京農工大学名誉教授　梶　井　功

（一）

昨年のことだが、日本農業新聞が〇九年度各都道府県農業予算を調査、その特徴として、〃食料自給率の向上が大きな課題になる中、地産地消を柱に独自の取り組みに乗り出す県が目立つ〃として、秋田、新潟、静岡、兵庫、島根、熊本、鹿児島などの取組みを紹介した。（〇九・三・一三付同紙）。

その記事を見て、私は〇九・四・一〇付農業協同組合新聞の「時論的随想」で、各県が取り組もうとしている独自事業について。

〃取りあげられている事業内容としては、米粉、飼料米の販促・給飼実証、経費補てんが多い。水田フル活用の主役が米粉、飼料米といった非主食用米の増産だから、〃独自の取り組み〃も主役に関連した事業になってしまうのであろう。

そういうなかで、〃所得補償モデル〃の構築、〃新規就業者補償〃を打ち出した新潟県の取り組みはちょっと違って注目に値する。〃

として、〃注目に値する〃所以を次のように述べておいた。

〃経営所得安定対策といいながら、今の水田・畑作経営所得安定対策は、〃再生産可能な稲作収入の水準〃確保どころか、所得低下へのピン止め策も持っていない。この国の施策にたまりかねての県単、〃経営安定〃事業になったのであろう。また、若い担い手支援策の充実こそを、今日、農政は急務とすべきであり、国は「サラリーマンよりもちょっと有利な収入だと思わせるくらいの大胆な支援が必要だ〃と前回書いたばかりだが、〃就農者確保モデル事業〃は、県単事業でそのモデルを示してやろうというのである。

両事業の成果を、私は刮目して待つことにしたい

が、新潟県のこの両事業ばかりでなく、県単事業が取り組みだした独自の農業・農村施策に、国も充分学んでほしいものである。

（二）

民主党の農業者戸別所得補償制度は、米価安定に大きく寄与し得る米三〇〇万トン棚上げ方式への備蓄方式の転換と本来は連動していた。マニフェストでももちろん謳っていたし、民主党政策集「INDEX2009」にも〝食料安全保障の観点から、三〇〇万トン（国内産以外を含む）備蓄体制を確立します〟と明記されていた。だからこそ、民主党政権下初の農相赤松大臣は今年の二・九衆院予算委員会で、〝飼料用などの非主食用への販売を基本にする「棚上げ方式」に転換する方向で検討していることを明らかにした〟（二・一〇付「日本農業新聞」）のであろうし、農相ばかりでなく三・五衆院予算委員会では鳩山総理までもが〝現行の「回転備蓄方式」から……飼料用などの非主食への販売を基本にする「棚上げ方式」にする考えを示した〟（三・六付「同紙」）のであろう。

しかし、菅内閣に替ったからか、党としての公約に基づいての前前農相や前総理の発言は無視、といわないまでも軽視されるようになったのか、具体化する動きは目下のところまだ定かではない。

確かに、平成二三年度農林水産予算概算要求のなかには、〝米の備蓄運営の見直し【特会】〟として五二二億九千万円が組まれており、〝米の備蓄運営についてこれまでの回転備蓄方法の見直し〟という説明がついているし、この概算要求を議論した民主党の戸別所得補償制度検討WTの「意見集約」（八・二七）に〝現在政府が提言し、次年度から実施を目論む「棚上げ備蓄」については、現在の米の需給状況を勘案しつつ、その開始時期を柔軟に検討すべきである〟という記述があったことからすると、一一年度からはどういう仕組みにせよ実施されるのであろう。実施するのかしないのか、前総理が実施を言明したにもかかわらず姿を見せなかったこの問題、概算要求に一〇年度予算を一億一千万も上回る予算をあてようとしているくらいに仕組みなどがまとまっているのだとしたら、早急にその姿をみせてほしいものである。

（注）米備蓄制度のあり方について諮問された農政審食糧部会の答申（一〇・八・九）は「備蓄の本来の目的は、不足時における消費者への安定供給であって、過剰米対策や米価維持対策を目的とした買入れや売渡しを行うべきではない」との意見が大宗であった。…4、備蓄方式については、……回転備蓄を目指すべきとの意見と棚上げ備蓄を目指すべきとの意見に分かれたが、さらに議論を深めるべきとの意見が大宗であった。などの討議内容の要約の上

で「政府が備蓄運営を見直すに当たっては、これらの意見を踏まえ、食糧法の趣旨に即し、財政負担を考慮し、適切に決定すべきである」という曖昧な答申だった。

棚上げへの転換反対は〝財政規律を重視する委員〟諸公からで、〝元財務官僚で、証券保管振替機構の竹内克伸社長は「財政負担が膨大になる」と述べた〟という（7・31付日本農業新聞）。農業関係の委員からは、棚上げ方式への転換を歓迎する意見が相次ぎ、〝JA全中の富士専務は「(主食向けに売る)回転方式は価格に影響する、ぜひ棚上げ方式にすべきだ」と強調〟したそうだ。

富士専務の発言は、回転方式では米価低落になり、マイナスに〝影響する〟というのが真意だったと思われるが、その危惧は〝農業関係の委員〟以外の委員には通ぜず、曖昧な答申になったのであろう。

そんな答申があった後での戸別所得補償制度検討WTの「意見集約」が、棚上げ備蓄への転換実施を当然の前提とした「意見集約」を行なったことは注目に値する。

表１　基準コストと地域コストの格差

	2006～2007における	
	全国平均での最高・最低年除いた5年平均	各ブロックの最高・最低年を除いた5年平均
全国	17,177円（100）	17,177円（100）
北海道	13,108（ 76.3）	13,195（ 76.8）
東北	15,525（ 90.4）	15,390（ 89.6）
北陸	17,757（103.4）	17,757（103.4）
関東・東山	16,801（ 97.8）	16,916（ 98.5）
東海	19,734（114.9）	19,735（114.9）
近畿	20,368（118.6）	20,368（118.6）
中国	21,286（123.9）	21,579（125.6）
四国	22,781（132.6）	22,873（133.2）
九州	19,412（113.0）	19,263（112.1）

備考）米生産量調査から計算

（三）

もう一つ問題にしておかなければならないことは、地域性を無視した全国一本の固定額や変動補てん額でいいのか、という問題である。

前七ヶ月のうち最高最低を除く五年間の平均的生産費として算出される補償基準価格にしてからが、これをブロック別に計算してみると、一番低い北海道は基準よりも二三％も低く、一番高い四国は基準よりも三三％近く高くなる。平均生産費しか補償しないということは、四

表2　5ha以上農家の米生産費

		新潟県	全国	北海道	東北
物財費	種苗費	3,476	2,229	1,332	1,920
	肥料費	6,668	7,959	7,889	8,660
	農薬費	6,184	6,242	5,953	6,875
	光熱動力費	3,749	4,670	5,353	4,545
	その他材料費	1,334	1,861	2,717	1,658
	土地改良費	13,568	6,355	5,953	6,338
	賃料及び料金	8,184	6,753	8,582	5,665
	物件税及び公課諸負担	1,410	1,604	1,907	1,651
	建物費	5,144	3,934	4,368	2,711
	自動車及び農機具費	18,849	20,545	17,956	19,868
	生産管理費	258	393	358	412
	小計	68,824	62,515	62,298	66,303
労働費		19,258	25,958	28,764	25,142
生産費		85,063	88,175	87,608	82,021
支払地代		15,870	8,705	8,619	8,612
支払利子、地代こみ生産費		101,357	94,542	90,839	91,692
全算入生産費		115,619	108,544	107,222	107,133
収量（kg）		575	556	573	561
労働時間（時間）		12.64	17.47	18.07	19.04

国、中国、などの稲作はやめろということを意味しよう。それでいいのか、である。平均生産費以下の生産費で生産できるのは全生産の六〇％でしかない（米生産費統計「度数分布表」による）ことも指摘しておこう。

この地域格差が、構造改革などで是正されるような問題ではないことを、表2の五ha以上のコスト格差が示す。

新潟の土地改良費の高さに注目する必要がある。低湿地を排水改良してできたここの平坦地水田の特性が土地改良費の高さになっているからだが、この高さは消しようがないだろう。地域特性になっている高さといってよい。その土地改良を基礎に機械化が図られ、労働量を少なくし労働費を下げた結果として、生産費は北海道や全国よりは低くなっている。が、それは支払い地代の高さで相殺され、結果として全算入生産費を高めることになっている。

他地域にくらべて大きな格差を持っているこの地域の地代は低下するだろうか。「〝小作料はいいから預って…‥〟と言ってくる人もいる。然し、そうはいっても小作料なしでとはいかない……」ということを、いま一〇ａ二～二・六万の小作料を払っているという水田二〇ha（自作地五・五ha）を耕作する胎内市の県単事業対象農家Ｋさんは語っていた。小作料の高さもまた地域特性を

持つ、ということである。

(四)

新潟版所得補償モデルは、以上のような民主党の戸別所得補償制度の欠陥に、それなりの是正策を講じ、その成果を見極めた上で政策是正の提案を行なうことを意図している。自ら確かめた事実を踏まえて政策是正提案を行なおうとするその意図は高く評価をすべきだろう。私が注目したのもその点だった。

〝米粉用米の作付など水田フル活用の取組〟に関連した昨年度の事業(四地区で実施)については、県農政部は

〝予算額二四〇〇〇千円に対して、支援額は二四六八千円で、非主食用米等への生産誘導が図られるなどの県版所得補償制度の有効性が確認された。

・H二一又はH二二年に全ての地区で、非主食用米の生産を拡大(あるいは拡大を計画)している。

・経営面積一〇ha当たり所得は概ね他産業並みの所得を確保。一方、専従者の所得は、構成員が多く所得が分配されたことや経営増強を図るため自己資本の増強を進めていることから、他産業並みの所得に達していない。

と成果を評価している。

どう評価されるべきか、については後掲各論稿が詳論するだろうから、私はごく短い感想を最後につけ加えておくにとどめる。

新潟県版所得補償モデルが重視しているのは、〝米粉用米」の作付など水田フル活用の取組〟だが、米粉作付田に県として一〇a一・五万円の助成を行なっている。これは確かに特に今年は有効だった。

というのは、米粉用米価格が、今年は半値に下がったからである。新潟県の米粉製造の中心になっている新潟製粉(株)は、米粉用米生産拡大のためには主食用米に劣らぬ収益一〇a一二万円を生産者に保証しなければならぬと考え、水田利活用八万円の政府助成を前提に平均八・五俵として一〇a四万円の米粉米収益になるようにkg当たり八〇円の価格を設定していた。

が、今年に入って、輸入調整品米粉が安値で出回るようになり、米粉価格が低下、八〇円で買うことはできずkg当たり価格を六〇円、五〇円と下げ遂に四〇円までにせざるを得なくなったという。

米粉米生産者にとっては、大変な痛手である。県助成金はそのマイナス分を補ってくれたという。八七haの米粉用米をつくり、県から一三二万円の助成を受けた胎内市のS集落営農組合の組合長さんは、〝生産者にとっては大変有難い制度……〟と語っていたのが印象的だったが、本当にそうだったろうと思う。

戸別所得補償と米の需給調整

早稲田大学政治経済学術院教授　堀口　健治

1、所得政策と需給調整政策の両面がある戸別所得補償政策

民主党の戸別所得補償政策は、不足する所得を国が支払うという所得政策の性格があるとともに、生産数量目標という生産調整プログラムに多数の生産者に参加してもらうことで需給の一致・価格の安定化を狙う価格政策の性格という、二つの面を一緒に持っている。それは、米国の伝統的な最低所得補償政策であるローンレイトの仕組みと似ているようだが、実は異なる。

米国の場合、生産調整プログラムに参加する農家には、最低所得補償水準になる基準価格（ローンレイト）で早めに売上高に匹敵する額を米国政府が融資してくれる。出来秋に市場価格が基準価格を上回ればそれで農家は返済するし、下回れば担保として作物を政府に引き渡すことで返済義務を免れる。ということは、ローンレイトに対して市場価格が下回った際は最終の確定所得になるわけであり、最低補償という所得政策である。最低所得補償ではあるものの確実な所得政策である。

一方、生産調整プログラムは出来秋の市場価格が望ましい安定価格になることを志向しているが、成功するかは農家の参加率次第であるし、天候要因も効いて、望ましい方向が確実に出るわけでもない。ただし参加農家の最低所得補償はそれとは切り離されており、農民の最低所得の観点から見れば、結果としてのその年の価格の動きとは切り離されている。

図1は、米一俵当たりの所得補償の仕組みを見たものだが、図の左は野党時代に検討した民主党の考え方の原案であった（詳しくは堀口稿の「民主党農政シナリオを握る戸別所得補償制度の成否」『エコノミスト』二〇一〇年三月九日号および「コメ六〇キロに三〇〇〇円交付・戸別所得補償制度の中身」同誌二〇〇九年一一月一七日

図1　コメ1俵当たりの所得補償の仕組み

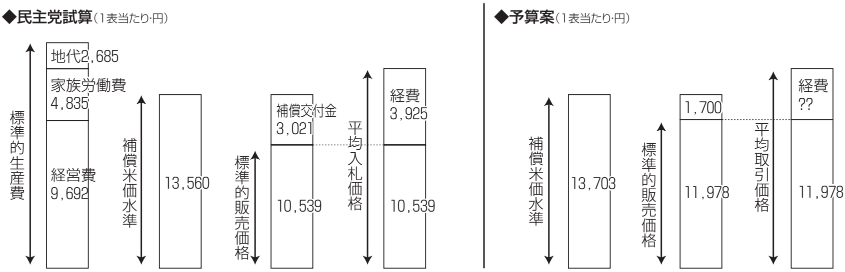

（注）1.民主党試算は2004～06年のコメの生産費の平均と、同年の米価格センターの平均入札価格　2.予算案のコメ生産費は02～08年の中期5年、平均取引価格は06～08年の相対取引価格の平均を用いている　3.予算案では標準的生産費は非公表　4.予算案の補償交付金は計算上は1725円となるが、実際の交付は端数が切り捨てられるため、1700円となる

（出所）民主党試算は07年に同党が提案した農業者戸別所得補償法案の資料、予算案は10年度予算案から筆者作成

号を参照）。これをみると、あるべき補償米価水準と比べて、同一の期間の入札価格から四千円弱の流通経費等が差し引かれた農民の実際の米価はそれよりもはるかに低く、その差の三〇二一円は不足する所得として、政府が支払うとしたものであった。家族労働費は農水省の生産費調査のやり方であり周辺の中小企業の平均賃金で計算されているが、民主党の案はその八割で計算している。一俵約三千円、一〇アール九俵として二万七千円を過去の不足所得として政府は払い切り、翌年は同じような計算をして払いきる考え方なので、今の戸別所得補償と比べると米国の考え方に近い。支払い対象は生産数量目標に従う販売農家であり、その需給調整効果で米価も望ましい価格になることを期待してはいるが、不足の所得を毎年過去の実績に基づいて農家に政府が払うので、米国と同じように、結果としてのその年の米価水準には左右されないものであった。

　それが、コストと比べて不足する所得という固定部分の支払いと、その年の平均取引価格から経費を差し引いた価格が基準価格である標準的販売価格（図の右側の予算案）を下回った時の変動部分の支払い、という考え方に変わった現在の戸別所得補償制度（二〇一〇年は米戸別所得補償モデル事業だが二〇一一年も同じやり方の本格実施）は、所得政策と価格政策の二つの面を持ち、しかもそれが影響しあうことになる。そして初年度の今年からその問題に悩まされることになるのである。

　市場経済下の農産物価格は、国民の平均時間当たり所得と比べて、所得の少ない水準に陥りがちで、その不足所得を国として補てんする政策は、多くの先進国がやり方は異なる（価格支持政策で行くか直接に不足所得を補

図2　米の相対取引価格の月別全銘柄平均の推移

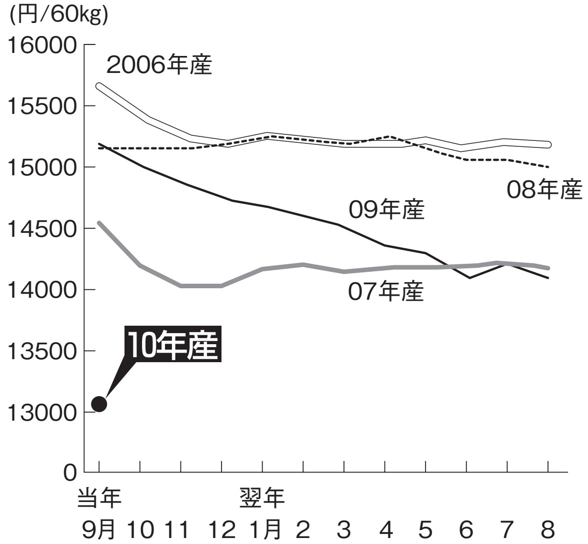

※価格には、運賃と包装代、消費税相当額を含む。農水省資料から作成

てんするかなどの違い）が、取ってきている。そしてそれよりも古くから採用されているのが価格安定政策であり、とりわけ米のような基礎的な食料は、胃にため込むことはできない商品なので過剰時は暴落し、不足時は生きるために必死に買い付けるので暴騰する性格を持つので、政府は過剰時に備蓄し不足時に放出する政策を取って来た。備蓄だけではなく生産調整政策も取ったし、過剰時は踏みつぶし不足時は緊急輸入をしたりして、出来るだけ需給を一致させ価格を安定的に推移する策を取って来たのである。

2、古米在庫・消費減・生産調整未達等に因る取引価格急減と所得減の可能性

現在の戸別所得補償の仕組みは以下のようになっている（詳しくは堀口稿「効率化対策を盛り込みバラマキから戦略的農政を目指せ」『エコノミスト』二〇一〇年九月一四日号を参照）。国が農家に支払う補償額は「固定＋変動」で決まる。「固定」は、過去の統計から「標準的な生産に要する費用」（一万三七〇三円）と「標準的な販売価格」（一万一九七八円）を計算する。そして、販売価格が費用を下回った分（一俵一七〇〇円、一〇アール換算で一万五千円）を所得補償として、農家に直接支払う。次に「変動」は、実際の販売価格が当初の想定より安くなってしまえば、農家の所得が減ってしまう。その下回った分を「変動」として国が農家に支払うとした。

より正確には、「変動」の補償額は、「標準的な販売価格」－「実際の取引価格の平均値」－「経費（流通コスト・包装代・消費税）」で出す。実際の販売価格が、「標

表１　平成22年産米の生産量・需要量・在庫見通し

（単位：万トン）

	全国作況99作付面積158万２千ha	試算根拠
21年産(22年10月末)持越在庫見通し　①	35	未契約のまま11月以降に持ち越す在庫24万トン＋契約済みで持ち越す在庫11万トン
22年産生産量　②	831	作付面積158.2万ha（過剰4.1万ha）×見込単収526kg（作況99）
需要量　③	805	農水省公表７月指針の需要見通し（昨年11月指針813万トンから８万トン下方修正）
22年産の需給ギャップによる過剰分　④＝②－③	26	
22年産（23年10月末）持越在庫見通し　⑤＝①＋④	61	

表２　新潟県の地域間調整の実施状況

		調整数量（ｔ）（ha）	生産数量目標の委託		生産数量目標の受託	
			市町村数	農協等数	市町村数	農協等数
地域間調整	19年度	1,283（249）	8	8	8	8
	20年度	3,879（737）	7	11	16	12
	21年度	5,338（1,027）	10	15	15	25

出所：新潟県農産園芸課調べ
注１：19年度の生産数量目標の委託の市町村数に、京都府を含む
　２：20年度の生産数量目標の委託の市町村数に、佐賀県を含む
　３：21年度の生産数量目標の委託の市町村数に、佐賀県、大分県、宮城県を含む

準的な販売価格」より高ければ、「変動」は支払われない。逆に、実際の販売価格が、「標準的な販売価格」を下回れば、「変動」は最大で一俵約一二〇〇円（七〇〇万トン、一三二万haで一三九一億円の予算）まで支払い可能になっている。

フタを開けてみると、とりわけ古米在庫が大きく影響して、〇九年産の価格は下がり続けている（**図２**）。二〇一〇年産の新米の九月の相対取引価格は一万三〇四〇円と極めて低い。これから流通経費二〇〇〇円、包装代一五四円、消費税六七七円（図１の予算案で平均取引価格の？になっていた経費が公表された）を差し引くと一万二〇九円であり、標準的な販売価格（一万一九七八円）を一七六九円すでに下回っている。この水準が、平均化される来年の一月まで続くとなると、事業初年度から「変動」の支払いが実施されるだけではなく、予算を使い切っても変動部分をカバーできない恐れが生まれた。価格政策として失敗だけではなく所得政策としても不足する所得を補てんすることができない恐れが生じたのである。仕組みとして過去の不足所得

と今年の価格の下落分を反映する所得補てんの合計を支払う形にしたことが、矛盾を招いているといえるのであろう。

だが今年は助かった。予算は七〇〇万トン、一三二万haで措置してあるが、米事業モデルへの加入面積はその七七％の一〇二万ha（五四〇万トン）なので、固定部分の予算は四五〇億円余る。変動部分の予算とあわせると、一俵二〇五〇円弱まで支払い可能である。だからまだカバー可能だが、しかしこれは参加率が八割のおかげで成立するので、本来の全員参加では仕組みがもたないことも指摘できる。

表1は全農の資料から作成されたものだが、二〇一〇年一〇月時点で昨年産の持ち越し在庫が三五万トン、今年の新米の需給差が二六万トン（内過剰作付分が二二万トン弱および需要の下方修正の計）ある。このままでいけば、在庫の売却の動きだけでさらに値を下げるので、民間在庫を隔離して、市場に出ないというメッセージを市場に示さないと、デフレスパイラルが働くだけではなく、基礎的食料が持つ需要の価格弾力性の低さゆえの暴落が生まれる可能性がある。そうなると、今の戸別所得補償の仕組みでは財政的に負担できない大きさの所得補償水準になりかねない。暴落する前に、制度以前に発生していた昨年産の古米の政府買い上げ・市場隔離を行う方が、政策コストの面でも安上がりという事情を指摘できるであろう。

3、新潟コシヒカリの下落幅の大きさと米生産枠の地域間調整

魚沼コシヒカリを先頭にもともとブランド米で高値を形成していた新潟は、引き続く不況で消費者の需要が高価格米から低価格米に移る状況下で、値を大きく下げているのが特徴である。その下がり幅は他の産地よりも大きいという悩みであり、**図3**に見るようにもともと相対的に高かったが故に、下がり幅も大きいのである。

戸別所得補償の変動部分は全国の相対取引価格の平均であり、相対的に高値の新潟米も全国の相対取引価格が基準価格を下回れば、新潟の価格はそうでなくても適用される。その点では助かるが、しかし下がり幅が新潟は大きいので、十分にカバーされる保証があるわけではない。さらに来年から水田経営所得安定対策のナラシ対策がなくなるので、県別に価格下落の数値を使っているナラシ対策のメリットがなくなる。

しかもすでに述べたように、戸別所得補償の変動の仕組み自体が機能しないくらいに、予想以上の価格下落なので、新潟の状況は苦しい。

それに加えて、**表2**に見るように、新潟県は地域間調

図3　センター入札価格（年産平均）の推移（円/60kg）

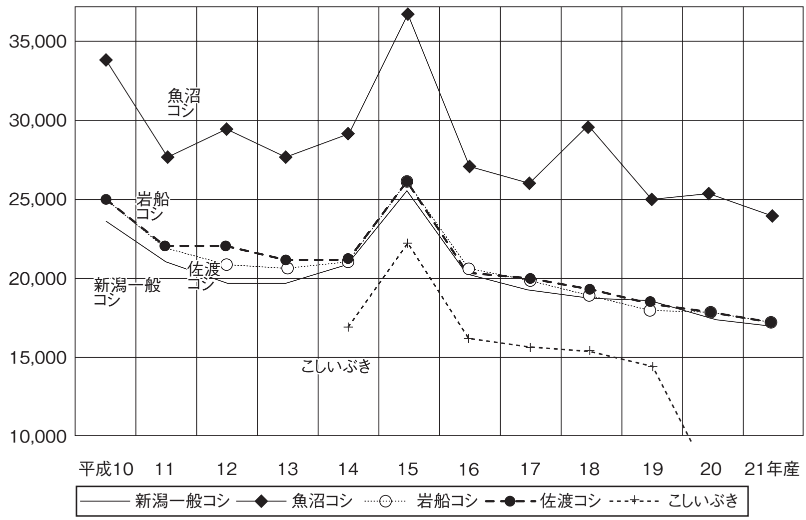

整を県内でするだけではなくて、県間の調整にも積極的に取り組んでいる。表の調整数量には県内と県間の両方を含むが、平成一九年は注にあるように京都から三〇〇トン、二〇年度は佐賀から三五一〇トン、二一年度は佐賀を含む複数県から五〇四〇トンの米の生産数量枠を得ている。二二年度は佐賀から二六五五トン農協間取引で得ている。対価を払っているが、これは対価を払っても新潟コシヒカリの生産枠を増やしたいとする地域があるのである。

新潟県は生産数量目標に対して実作付け面積は毎年四％前後、過剰作付であり、全国の平均数字とほぼ同じ水準である。そのためにも、その分を他県から枠を購入してでも余計に作りたいとする地域が現実にある。

県全体としては不況下では高値を期待してのコシヒカリの増産に疑問が呈されているのであるが、地域ではさらに増産を期待する動きがあり、その点をどう調整するか、課題として浮かび上がってきているといえよう。

新潟版所得保障
―内容・実施状況・意義―

日本農業研究所客員研究員　服部　信司

はじめに

九月二九―三〇日、農林行政を考える会は戸別所得補償についての調査を新潟県において行った。新潟版戸別所得保障についても調査項目の柱の一つにした。

新潟版所得保障について、新潟県農林水産部農産園芸課・内田真司参事、関川正規参事から説明を受ける機会を設けていただいた。また、新潟版所得保障の実施地域・組織である胎内市・西条集落営農組織の西奈美公平代表、胎内市農林水産課・三宅政一課長からも説明を受け、質疑応答をさせていただく機会を設けていただいた。

まず、説明の労をとっていただいた方々に、厚く感謝の意を表したい。

新潟版所得保障についての報告は、この新潟での調査に基づいている。

新潟版所得保障モデル事業（対象：四地域）は、昨（二〇〇九）年度から実施され、今（二〇一〇）年度は二年目に入っている（対象：九地域）。今年は、国の戸別所得補償の下における新潟版の実施となる。

1　新潟版所得保障についての考え方

新潟版所得保障は、どのような考えの基におこなわれているのか。それは二〇〇九年五月に提起された新潟県知事の『「農政改革の検討方向」に対する意見』のなかに示されている。

その意見書において泉田新潟県知事は「不完全な価格政策の結果、米価水準は過去一〇年間で二割低下し農業所得が減少。現在の水田経営所得安定対策（収入減少緩和対策）では、米価が右肩下がりになった場合には、農

図1　新潟版所得保障の水田経営安定化･フル活用モデル事業のイメージ

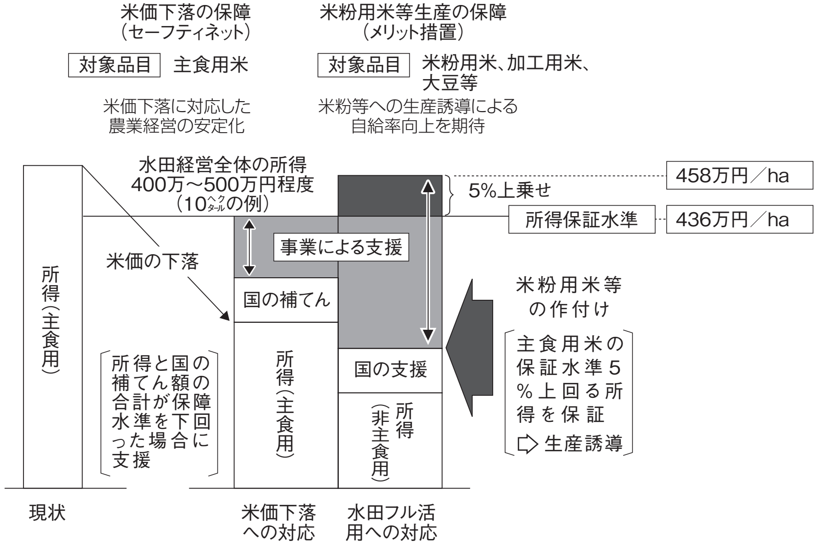

資料:新潟県農林水産部地域農政推進課資料

家収入の減少に歯止めがかからない」という問題点を指摘し、「将来展望をもって水田農業が展開できる所得水準を保障する岩盤対策を含めた制度、非主食用米の需要と供給を併せて拡大する戦略」が国の政策として必要と提起したのである(1)。

この時点（〇九年五月）では、すでに新潟県で新潟版所得保障モデル事業は実施されており、いわばその実施を踏まえた意見書であったが、そこに、新潟版所得保障を実施するに至った新潟県の考え方が端的に示されていると言っていい。〝これまでの米政策は不完全であり所得の減少に歯止めがかけられていないから、展望をもって水田農業を行える所得水準を保障する制度を作る必要がある〟ということである。

2　新潟版所得保障の内容

(1)　基本設計

新潟版所得保障の正式名称は、「水田経営安定化・フル活用モデル事業」である。その制度の基本は、次のようなものとして設計された。

「労働時間が他産業並みである水田経営（労働時間‥一、八〇〇－二、〇〇〇時間、経営面積一〇㌶）が他産業並みの所得（四〇〇－五〇〇万円）を確保できるように『所得水準』を設定し、販売価格からの農業所得と国

の支援額などの合計がその所得保障水準を下回った場合には、その下回った部分を県が補填する（**図参照**）(2)。

なお、「所得の算出は地域の平均データを用い、収入は産地銘柄別価格と地域の平均単収、コストは生産費調査データを用いる」とされた(3)。

(2) 実施制度：水田経営安定化・フル活用モデル事業

具体的に制度化された「水田経営安定化・フル活用モデル事業」は、「米価下落への対応とコメ粉用米等の水田フル活用の取り組みを水田経営全体の所得保障制度としてパッケイジ」で設定している。すなわち、

①主食用米を対象として、米価下落時に一定の所得確保を支援する米価下落への保障（セーティネット措置）＝「米価下落に対応した農業経営の安定化対策」と

②水田における米粉用米、加工用米、大豆等への生産誘導による水田フル活用の実現とそれによる自給率の向上を期待する「米粉用米等生産の保障（メリット措置）」

のふたつから成っている(4)。

対象地区は「水田経営二〇－三〇ha程度の集落」、実施要件は「米粉用米の作付けなど水田フル活用に取り組んでいる。減農薬・減化学肥料栽培の実践など環境保全型農業に取り組んでいる」こと、対象者は「米を販売する農業者や農業生産法人」とされている。

(3) 保障基準：一〇ha四三六万の所得

水田経営規模一〇haを前提にした、主食用米の場合の所得保障水準額は四三六万円、飼料用米の場合には、それに五%上乗せした四五八万円とされる。

所得保障の基準となる生産費は、全算入生産費（経営費＋家族労働費＋自作地地代＋自己資本利子）が取られているとみられる(5)。生産費とは全算入生産費のことであるから、新潟版における保障の基準は適切に設定されているといえよう。

ちなみに、国の米・戸別所得保障制度における基準は全算入生産費ではなく、「経営費＋家蔵労働費の八割」であるから、そこには、保障の基準が不十分という問題がある。

3 実施地区：四地域

上記の対象地区、実施要件のもとに、以下の四地区が実施地区とされた。

①胎内市西条・集落営農組織、②新潟市秋葉区北上新田・農業者、③燕市真木山・農業法人、④上越市高森・農業法人（**表1**）。

いずれも、水田経営面積は三〇ha前後、主食用米作付面積二〇ha前後であり、二〇〇九年に米粉用米・加工用米への取り組み拡大や区分集荷・販売の実施を始めている。

表１　新潟版所得保障モデル事業

実施地域	胎内市西条	新潟市秋葉区 北上新田	燕　市 真木山	上越市 高　森
組織形態	集落営農組織	農業者	農業法人	農業法人
水田経営面積1) 主食用米1)	３０ｈａ ２０ｈａ	２６ｈａ １８ｈａ	３５ｈａ ２４ｈａ	３０ｈａ ２１ｈａ
2009 の取り組み	米粉用米： 08 : 6.8→09 : 8.5ｈａ	加工用米： 08 : 2.5→09 : 3.7ｈａに。	区分集荷・販売の開始	区分集荷・販売の開始
2010 の取組計画	米粉用米： 8.7ｈａに	加工用米： 4.9ｈａに。	米粉用米： 2.2ｈａ導入。	飼料用米： 2.0ｈａ導入。
支援額(見込み)	113.6 万円	100.4 万円	7.5 万円	7.3 万円

注１）2010年。
資料：新潟県農産園芸課。

4　胎内市・西条地区集落営農組織

(1)　胎内市全体の作付け

西条地区が存在する新潟県胎内市は、旧黒川村と旧中条町が二〇〇五年九月に合併して生まれた新しい市である。新しい市内の中央に胎内川が流れることから、胎内市と名付けられたという。

その胎内市の水田面積は二五〇〇☒、うち、主食用米が一六〇〇☒、転作九〇〇☒。転作率は三六%である。転作の内訳は大豆三〇〇☒、米粉用米二四〇☒（そのすべてが近隣の新潟製粉に）、麦一八☒など。

西条集落営農組合組織の水田経営面積三〇☒は、胎内市水田面積の一・二%に当たる。

(2)　西条地区・集落営農組織

表2が西条地区の水田経営面積の作付け内訳を示している。

新潟版所得保障が実施された昨（二〇〇九）年度についてみれば、水田経営面積三〇・六☒の内訳は、主食用米二〇・三☒、非主食用米（米粉用米）八・五☒、大豆〇・三☒、他の作物(野菜など）一・四☒となっている。

〇八年度の米粉用米は六・八☒であったから、新潟版所得保障に参加した〇九年度において米粉用米面積は一・七☒（二五%）増えたのである。米粉用米八・五☒は

表２　西条集落営農組合1)：水田作付面積の構成（㌶）

作目	2009年度	2010年度
米	28.8	29.0
うち、主食用	20.3	20.2
非主食用(米粉用米)	8.5	8.7
大豆	0.3	0
他の作物	1.4	1.4
その他	0.1	0
水田経営面積の合計	30.6	30.4

注１）構成員14名。
資料：四条集落営業組合。

全体の二八％に当たる。

胎内市で作られる米粉用米は、全量、新潟製粉に販売される。新潟製粉は、黒川村・村長のイニシアチブのもとに一九九八年、日本で初めての米粉製粉工場として黒川村に設立された。昨（二〇〇九）年度の製粉量は四、二〇〇トンである。

米粉用米など非主食用米を生産し、国からの支援を受けるには、販売先との契約書が必要となる。生産者にとって、その販売先の確保が大きな課題である。市内に新潟製粉の製粉工場が存在する胎内市の生産者にとっては、米粉用米の販路の確保については、恵まれているともいえよう。

５　〇九年産についての支援状況

(1) 支払状況とその背景

実施第Ｉ年度（〇九年）についての支援額（見込み）が**表１**に示されている。胎内市西条・集落営農組織が一一三・六万円、新潟市秋葉区・農業者が一〇〇・四万円、燕市農業法人が七・五万円、上越市農業法人が七・三万円となっている。前の二件について、支援が一〇〇万円を超し、あとの二件については七万円で極めて少ないのは、あとの二件は非食用米の作付けがなかったこと（大部分が主食用米）による。

〇九年産の主食用米については、国の支援＝一〇アール一万一、〇〇〇円（水田経営所得安定対策・収入変動緩和対策：いわゆる〝ならし〟）→一〇㌃当たりの所得は所得保障水準の四五三万円を超え、県からの支援は不要となったのである。その結果、非主食用米がない二件は支援額がごく少なくてすんだ。

これに対し、水田経営所得安定対策の対象外であった

非主食用米（米粉用米、加工用米）については、支援が必要となった。前の二件について支援額が一〇〇万円を超しているのは、胎内市西条・集落営農組織の場合に米粉用米面積が八・五☒あること、新潟市秋葉区農業者の場合に加工用米が三・七☒あることによる。

6　今（二〇一〇）年度：五地区が新たに参加。しかし、九件で打ち止め

今（二〇一〇）年度、第二年目を迎えるにあたり、さらに五地域の集落営農組織・農業生産法人がこの制度に参加した。

①村上市・天神岡地区の集落営農組織、②加茂市・興屋向地区の集落営農組織、③長岡市・桐沢地区の集落営農組織、④魚沼市・一日地区の農業生産法人、⑤佐渡市・大和田地区の農業生産法人である。

いずれも、すでに加工用米、米粉用米など非主食用米の生産を行っており、今年度、その生産の拡大に取り組むとされる。

また、〇九年度に参加した四地域においても、今年度において非主食用米の生産拡大が取り組まれている。特に、昨年度、非主用米の作付がなかった燕市真木山と上越市高森の農業法人においては、米粉用米二・二☒、飼料用米二☒の導入が行われる。

ただし、新潟県によれば、このモデル事業（期間：五年）への参加は、以上の九件で打ち止めにするとのことである。今後、文字どおりのモデル事業として行われていくわけである。

7　県と地域の評価

実施二年目を迎え、県は次のようにこの制度を評価している。「（県が目標とした）非主食用米への生産誘導が図られるなど県版所得保障制度の有効性が確認された。経営面積一〇☒あたりの所得はおおむね他産業並みの所得を確保。一方、専従者の所得は、他産業並みの所得に達していない」(6)。

胎内市西条集落営農組織の西奈美代表は「入ってよかった」とされていた。それは、〇九年産の米粉用米について、県からの補填支援が行われ、それによって、一〇☒あたり四五八万円の他産業並みの所得が確保されたからであろう。

8　現況：米粉用米・価格の下落

胎内市によれば、今年の米粉用米・価格は二八・五円／kg。昨年九五円／kgの三分の一になったという。米粉用米の生産量が増え、価格が小麦粉価格にまで下がってきたのである。

米粉用米には一〇アール八万円の国の支援がある。ただ、こうした大幅な価格の下落によって、その支援だけでは主食用米並みの所得は確保しえないということで、胎内市が一〇アール一万五〇〇〇円の補填を行うことになった。これによって、二等米に近い価格は確保されそうだという。今後、米粉用米などの非主食用米の生産が拡大していくなかで、政府の想定を上回るこうした価格の下落への対処は、今後の課題と考えられる。

9　今一〇年産支援の予測

今（二〇一〇）年産については、米戸別所得補償制度による補償が行われる。全国平均六〇kg一万三、七〇〇円を基準に、平均米価がそれを下回った場合、その差が全国一律で補填支払される。また、そのうち、一〇アール一万五、〇〇〇円（六〇kg一、七二五円）の定額支払いが行われる。

新潟産米もこの補填を受けるから、新潟版所得保障もこの戸別所得補償の補填を受けるわけである。

さらに、今年産については(今年度までは)、担い手(認定農業者）を対象にした水田経営所得安定対策も同時並行で行われている。新潟版所得保障に入っている集落営農組織、農業生産法人の場合には、ほとんどすべてが、担い手であり、水田経営所得安定対策の対象者と考えられるから、主食用米については、〇九年産と同様に、県の支援は不要の状況が続くと考えられる。

県の支援が必要となるのは、非主食用米についてであり、その点においても〇九年度と変わらないといえる。ただ、米粉用米価格の下落によって、その支援額は増大する。このこと(米粉用価格の下落による支援額の増大)は、新潟版所得保障の存在意義を示すことにもなろう。

10　むすび：新潟版所得保障の意義

新潟版所得保障は、九組織・個人によるモデル事業にとどまり、それを上回る範囲に拡大させていく展望は持たれていないようである。

現時点において、新潟版所得保障は次のような意義があると思われる。それは、新潟県版所得保障が昨(〇九)年度に導入されたことにより、今年度全国実施されている米戸別所得補償制度の先駆けとなったこと、また、新潟版における「転作作物重視」が「水田利活用自給力向上事業」における新規作物への手厚い支援（一〇アール八万円）の先駆けとなったことである。

同時に、新潟版所得保障による実際の支援が主として非主食用米に対して行われていることは、米粉用米などを用いた製品の開発・それへの需要の喚起が重要であること、また、米粉用米にあった米品種・独自の飼料用米

品種の開発が極めて大事な課題であることをも示している。

注(1)　神山安雄「水田農業における新潟版所得保障」、『農村と都市をむすぶ』No.六九五、二〇〇九年九月号、五〇頁。

注(2)　神山安雄「前掲論文」五一頁。

注(3)　神山安雄「前掲論文」五二頁。

注(4)　新潟県「新潟版所得保障モデル事業について」。以下、特別なこと以外は引用を略す。

注(5)　新潟県からいただいた規模別の米生産費のデータにおいては、最上層が「五⊠以上」となっており、「一〇⊠以上」の刻み目がないので、五⊠以上層の生産費データに基づいて計算すると、五⊠以上層の一〇アール当たりの所得は三万三、五四七円となり（全算入生産費一一万五、六一九円－（物財費六万八、八二四円＋支払地代・利子一万三、二四八円））、一〇⊠の所得額は三五三万五、五〇〇円となる。このことから、一〇⊠の場合の所得額四三六万円は、全算入生産費を前提にしたものと考えることができる。新潟県、『平成二一年度　新潟県の農業（資料編）』平成二二年三月、七一頁。

注(6)　新潟県「新潟版所得保障モデル事業について」。

良食味米生産地帯における法人経営の展開過程と現局面

―耕畜連携による転作と高付加価値米販売に挑む米工房いわむろ―

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授　安藤　光義

はじめに

良食味米地帯は米価格が高く、相対的に稲作が有利なため転作の定着は困難な面がある。しかし、新潟県旧岩室村の（有）米工房いわむろ（以下「米工房」）は耕畜連携によって稲発酵粗飼料・デントコーンによる転作を定着させるとともに、堆肥投入による土づくり、さらには無農薬・無化学肥料米の栽培に取り組み、米の高付加価値化に成功を収めている注目される事例である。現在の経営規模は水稲二四㏊、稲発酵粗飼料一八㏊、デントコーン一二㏊、イタリアンライグラス三㏊にまで拡大している。ここでは同社の現状や今後の展望、現在抱えている問題などを、現場の声を伝えるかたちで報告することにしたい。

土づくりを通じたうまい米づくり
―無農薬・無化学肥料栽培への挑戦―

米工房が発足した経緯は次の通りである。平成に入った頃、ニカメイチュウの越冬調査を一緒に行っていた農家の後継者の間で農薬と化学肥料からの脱却という話をしていた。この仲間は一二人いたが、親に反対されて実施するまでには至らず、二人しか残らなかった。そこに酪農家一戸が加わって三戸で平成七年に任意組織を設立することになった。設立当初から耕畜連携を主体とした

「おいしい米、安心して食べられる米づくり」を実践してきたのである。これが今日まで同社を貫く理念である。しかし、この「安心・安全」というコンセプトは当時の消費者には全く受け入れられなかった。そこで土づくりに力を注ぐことを通じて「食味」を重視した「うまい米づくり」に軌道を修正して取り組んできた。「稲作の基本は土づくりにあり」は同社の信念でもある。そして、平成一〇年に三戸が二〇〇万円ずつを出資して計六〇〇万円の資本金で米工房を設立することになった。

米販売については平成二〇年にこだわり米の栽培区分を行った販売を開始している。無農薬・無化学肥料栽培の匠米（たくみまい）・九五〇〇円／一〇kg、農薬除草剤の使用を一回だけに抑えた無化学肥料栽培の技米（わざまい）・七〇〇〇円／一〇kg、減農薬・減化学肥料栽培の米工房米・五〇四〇円／一〇kgの三種類である。

「窒素含有量六%以下の米づくりを目指している。毎年堆肥を入れているので地力は高い。一〇aあたり二トンを入れている。新しく借りた土地は痩せているので四トン入れても大丈夫。耕畜連携で手に入れている堆肥は現在ぎりぎりの状況。春先には底をついてしまう。米工房は不必要な投資をできるだけ抑えるよう心がけてきた。経営の成否を左右するマニュアスプレッダーと米の色彩選別機は新規に購入したが、トラクター、田植機、コンバインは長持ちさせるようにしてきた。乾燥機も中古を買い集めた。その結果、一〇年で建物の借金を返済することができた。匠米の栽培は難しいので四〇aしか作れない。来年は何とかこれを一haまで拡大したい。マガモを一〇aあたり一〇羽の見当で入れて栽培している。マガモはアイガモよりも強い。ただし、この辺りはタヌキがおり、それにやられてしまうので電気牧柵が必要。現在最も欲しいのは米の貯蔵場所である」と話してくれた。

乾田直播体系を確立したコシヒカリによる飼料稲栽培

稲発酵粗飼料（WCS）については、平成一二年度に旧岩室村に水田飼料作物利用促進部会が立ち上げられ、米工房いわむろと畜産農家との契約栽培というかたちで取り組みがスタートする。その後、栽培面積は順調に拡大を続けて平成一四年度には三四haに達するが、現在は生産調整の緩和とデントコーンの拡大によって一八haとなっている。出資者の一人が経営する（有）フジタファームに一一ha分を、残りの七haを四戸の酪農家に乾物一kgあたり三〇円で販売している。

「栽培は乾田直播で行っている。機械がよくなった。発芽率も高い。かつてはインディカ米なども試してみた

が、この種子が田に残るのを地主が嫌うのでやめた。夢あおばも作ってみたが、うまくいかず、結局コシヒカリに落ち着いた。コシヒカリは丈が伸びるのでそうした作り方をすればよい。むしろコシヒカリの方が収量は安定する。WCSは予乾を十分に行ってから梱包することで品質のいいものになる。通年で給与するには水分を落とす必要がある。水分含有率を五〇%まで落とせるとよい。乾田直播は条播。これは主食用米でも使うことができる技術。一日に四ha播くことができる。コーティングもいらない。播いた後に沈圧をかけて土を硬く締めているので鳥害はない。ただし、ずっとやっていると田の水持ちが悪くなるので時々は代かきをしてやらなくてはならない。また、乾田直播は雑草繁茂が問題なので稗の種が落ちないように輪作を行う必要がある」とのことであった。

需要が伸びているデントコーン栽培
―産地確立対策の廃止が痛手―

デントコーンについては平成一七年に試験栽培（四・六ha）を行ったのが始まりで、平成一九年には県単事業を活用してロールベーラーを導入して本格的に栽培を開始し（当初は五・四ha）、現在は一二haを栽培している。デントコーンは全てをフジタファームに販売している。

「デントコーンは基盤整備した水田であれば栽培しても全く問題はない。冬播種・春収穫のイタリアンライグラスを播くとかなり雑草を抑えることができる。この地域の転作は大豆が多い。デントコーンができるだけ集団化されるよう地域と話し合って作付けている。このあたりは猪や猿がいないのでデントコーンを作ることができる。デントコーンの栽培は楽。除草剤を二回播けば終わり。しかし、湿田には栽培しない。経営地の中で最も乾きやすい一番いい田で作っている。現在の反収は三～四トンだが、一昨年は五トンの収穫があった。現在の最大の問題は転作の助成金（産地確立交付金）が減ってしまったこと。飼料稲だと一〇aあたり八万円も出るのに、同じ牛の餌でもデントコーンだと飼料作物なので三万五千円しか出ない。デントコーンは非常に不利な立場に置かれている。代わりに稲発酵粗飼料を増やせば良いように思われるかもしれないが、フジタファームの稲発酵粗飼料の利用量の拡大は限界に来ている（既に一日一頭あたり五～六kgを給餌している。むしろ、現在二〇kgのデントコーンを増やしていきたいとしている）。酪農の側からするとデントコーンを増やしていきたいが難しい。デントコーン作付田の地主に一〇aあたり手取り四万円が維持されるように、自給率向上対策の助成金に上乗せして支払っている。そうしないと転作水田が飼料米や加工

米、大豆に流れてしまってデントコーンを作れなくなってしまう」と話していた。

今年の米を巡る情勢・地域農業の現状 ―米価下落の下で進む農業経営の廃止―

米価下落が大きな問題となっているが、米工房いわむろが展開している地域の現状については次のような説明があった。

「今年は米価が下がり、品質も悪く、量も獲れないという最悪の状況。ただし、旧岩室村は粘土質土壌で水持ちがいいのでそこまでひどくはならなかった。戸別所得補償で貰ったお金は問屋に行ってしまった感がある。米の品質が悪いことが判明する前から値段が下がっていた。今年はこれまで農協に出荷していたモチ米の栽培をやめたこともあり、また、もしかすると自分たちでは米を売り切れないのではないかと思って初めて農協に米を出した。しかし、価格がこれだけ低いとやはり自分で売らなくてはならない。営業の社員を雇って真剣に売る努力をしなくてはならない。売るためには作り方が問われる。農薬を全く使っていないというのは買う方からすると非常に魅力的。こうした作り方をした米を増やしていけるかどうかが問われている。農薬五割減では駄目。この程度では差別化にならない。農薬が全く使われていないのであれば買う方もお金を出してくれる」と、米価暴落の中で高付加価値米による差別化で何とか価格維持に努めたいということである。

「現在、六〇人の地主から農地を借りている。一〇年契約の利用権を設定している。小作料の高止まりを防ぐため途中で変えられるよう一筆入れてもらっている。今の米価では機械を買っていては割が合わないはずだが、まだこの辺りは農地を借りたいという人がいて小作料はなかなか下がってくれない。現在の小作料は水稲作付面積についてのみの支払いで一〇aあたり二万三千円（転作部分については支払わなくてよい）。ただし、一〇aあたり一万二千円～一万三千円の水利費、一〇aあたり三千円から六千円の集落に支払う農政費は転作水田であるか否かにかかわらず耕作者負担となっているので小作料負担は重い。最近の農地流動化の特徴は大きな面積の農地がいきなり出てくるようになったこと。ある日突然、老木がポキッと折れるようにやめてしまう農家が出てきた。育苗作業が終わった後に亡くなってしまう人もいた。子供たちは土日に手伝っている程度なので自分の田がどこにあるかも知らないような状態にある。そうしたこともあって今年だけで四haも農地を借りることになった。これからもこうした状況が続くだろう。ここは農家の個別性が強く、集落営農を立ち上げて対応するとい

うことにはならないのではないか」とのことであった。

おわりに
―蒲原平野でも担い手不足が深刻化しかねない―

出来る限り現場の声を拾うよう努めたが、良食味米生産地帯の耕畜連携の土づくりによる高付加価値販売に取り組んでいる、しかも、飼料稲だけでなくデントコーンの転作受託を請け負っている法人経営の事例なので、ここから一般的な結論を導き出すことは難しいかもしれない。しかし、①良食味米生産地帯といえども推肥投入による土づくりはもちろん、無農薬栽培へのチャレンジなどさらなる品質のグレードアップを目指し、一層の販売・営業努力をしなくてはこの米価下落を生き延びることはできないこと、②残念ながら今年の米価下落は大きく、農家の目からすると米の戸別所得補償モデル事業は米を巡る情勢を好転させる政策として機能しているようには見えないこと、③水田利活用自給力向上対策は一部の地域ではこれまでの生産調整に対する取り組み、特に地域裁量で行われてきた独自の取り組みの成果を掘り崩してしまう可能性があること（ここではデントコーン栽培に非常に大きいマイナスの影響が出ていた）、④農地の動きが鈍いとされていた蒲原平野でも農家の高齢化が限界まで達して構造変動が進み始めており、近い将来、ここでも担い手不足が問題となりかねないこと（担い手のリタイアによりまとまった農地が出てくるようになったが、やがてはその受け手の確保も難しくなる事態が想定される）、⑤特殊新潟的（蒲原的）状況かもしれないが、政策転換によって保証される米価水準は全国一律となり、コスト競争的性格が強まったため水利費負担の重さは担い手の規模拡大余力を弱めるとともに地域全体の競争力を押し下げる方向に働くこと、を今回の調査の暫定的な結論として指摘できるように思う。

耕畜連携と六次産業化で地域を活性化するフジタファームグループ

日本大学生物資源科学部教授　小林 信一

一、三社の概要と連携内容

フジタファームグループは、米どころである新潟市の旧岩室村を拠点とする酪農経営の(有)フジタファーム、水稲・飼料作物生産の（有）米工房いわむろ、およびアイスクリーム等生産販売の（有）レガーロの三社によって構成されている。三社が一体となって、地域の水田を活用した水稲栽培と米の直販、および自給飼料に根ざした酪農生産とその加工販売という地域資源の管理活用による経営の立体化を実現している。このことが評価されて平成二一年度の日本農業賞の農林水産大臣賞を受賞する栄誉に浴している。

各社はそれぞれ独立した会社であるが、フジタファーム代表である藤田毅氏を中心として各事業が強固に結びついている。つまり、(有）フジタファームは経産牛頭数六五頭、育成牛一五頭を飼養する家族法人経営で、代表の藤田毅さんと奥さんである昌恵さん、および経営主の弟の三人が構成員となって、平成三年に有限会社化している。また（有）レガーロは平成一四年六月に昌恵さんが個人経営としてスタートし、業績が好調だったので、一五年四月に有限会社化した。昌恵さんが代表を務め、藤田さんと藤田さんの両親が構成員である。今年四月までは藤田さんの娘さんも構成員であったが、結婚して東京に移られたため現在は四人となっている。

さらに（有）米工房いわむろは、地域の米農家である阿部公男さんが代表者で、藤田さんとやはり米農家の佐藤さんが二〇〇万円ずつ出資して平成一〇年に設立された。その後平成一八年に藤田さんは耕畜連携の助成金要件に関連して役員を外れているが、後述するように米工房の活動には深く関与している。

三者は以下のように連携している。つまり、フジタファームは生産した生乳の一部をレガーロのジェラートの

原乳として供給し、また米工房いわむろには堆肥を供給している。一方米工房いわむろは、フジタファームが使う粗飼料のうちデントコーンとイネ発酵粗飼料（WCS）を供給し、フジタファームは自給飼料生産をすべて米工房に委託している。今年フジタファームは米工房いわむろの販売部門を吸収し、フジタファームセールスという販売部門を設立して、フジタファーム、米工房いわむろ、レガーロの生産物の統一した販売を開始した。その結果、三社は販売を通じてより強固に結びつくことになった。

二、フジタファームと米工房いわむろの耕畜連携

藤田氏は平成三年ごろ稲作を止めて大規模酪農を始めようと、一二〇頭規模のフリーストール牛舎を作り、乳牛頭数も一〇〇頭まで増加した。しかし、糞尿問題もあり、また藤田氏がアメリカの家族経営などを視察した結果、カリフォルニアには超大規模経営が存在する一方で、五〇頭規模の家族経営でも十分に経営が成り立つことに驚かされた。そこで頭数規模拡大のみを追求するのではなく、土地に立脚した循環型酪農を目指すことにし、乳牛頭数の削減に踏み切った。その頃ちょうど若手の農業者が中心となって二〇世紀型農業を見直すために設立された「岩室農業を考える会」に参加するようになった。その会の活動をきっかけに、また平成八年に食管法が改正されて米の直販ができるようになったことから、阿部さん、佐藤さんの稲作農家二戸と三人で「米工房いわむろ」を立ち上げた。この米工房で生産した減減米を大阪や東京などへ直販を行うほか、地域の水田の転作作物として飼料作物を生産し、フジタファームの自給飼料基盤の強化と堆肥の有効利用によって、目指す土地に立脚した資源循環型酪農を追求することとなった。

WCSは平成一二年度に当時の岩室村に水田飼料作物利用促進部会が設立され、米工房いわむろとフジタファームを始めとする畜産農家との契約栽培という形で始まった。平成一四年には三四㌶にまで達したが、現在は生産調整の緩和とデントコーンの作付け増加によって一八㌶にまで減少している。このうち一一㌶分はフジタファームが、残り七㌶分は四戸の酪農家が乾物kg当たり三〇円で購入している。ちなみにデントコーンは全量フジタファームが買い取っている。飼料イネの栽培は乾田直播と移植の組み合わせで、作期の競合を防いでいる。直播・条播方式では三センチ深で鎮圧しているため、播種量も反当たり三・五kgで済み、鳥害もなく、代かきを必要としない点が有利な点であるという。作業は、移植の一部を稲作農家に委託している他は、栽培から収穫、調製までを米工房いわむろが担っている。品種は、当初はイ

ンディカ米（晩成種）や飼料用専用種のユメアオバ、ハマサリを使ったが、食用米を作るときに飼料用専用種とのコンタミを地主側が嫌うことなどから、平成一九年からはコシヒカリに統一されている。収量は現物で一・五～三トン／一〇ａある。収穫は「高価で壊れやすい」専用機ではなく、牧草用収穫機を使っている。牧草用収穫機では刈り取りロスが約二割あるが、予乾できるので品質がよく、ラッピングもロールベールを畜舎の近くまで運んでからラッピングするため、隙間ができにくくカビの発生やネズミの害もほとんどないという。

一方、デントコーンは平成一七年に試験的に四・六☒の栽培を開始し、徐々に増加して現在は一二☒となっている。作業は二回の除草剤散布のみで比較的楽であり、収量も三・五トン／一〇ａ程度ある。この地域はイノシシやサルによる獣害がないため、デントコーン栽培が可能となっている。堆肥は飼料用イネ栽培地には二トン／一〇ａ、初めて借り入れた水田には四トン投入しているが、デントコーンには八トン投入している。乳牛用飼料としてＷＣＳは一日一頭当たり五kg程度が限度で、藤田氏としてはデントコーンの給餌量を現在の一日一頭当たり二〇kgから三五kgまでに増加したいと考えているが、今年度から開始された水田利活用事業によって困難化している。つまり飼料用イネの場合は八万円／一〇ａの助成であるのに対し、デントコーンでは三・五万円にすぎず、デントコーンが作りにくい環境に置かれてしまったという。現在デントコーンを栽培している圃場は、飼料用イネへの転換を要求されることはないようだが、新たに水田を利用して飼料作物を栽培しようとする場合は、この助成金格差が隘路となってしまう。利用者である畜産側の意向を無視した水田利活用政策は、見直されるべきであろう。

三、レガーロによる経営の立体化

前述したように、(有) レガーロは藤田さんの奥さんである昌恵さんが中心となって事業展開しているアイスクリーム工房である。店は米工房いわむろの道を隔てた正面で、フジタファームにも近い国道沿いにある。新潟市内から車で約四〇分の距離にあり、弥彦神社や岩室温泉、海水浴場にも近い立地で、年間約一八万人の来訪があり、冬場も客足はさほど落ち込まないという。平成一八年には新潟市内に店舗を開設したが、今年六月に撤退している。販売は宅配も行っているが、店での売り上げが全体の九割に上るという。近年、生産者自らがアイスクリームなどの乳製品の加工販売を行う事例は増加しているが、農場とは別に市内に支店を出店するケースでは、あまり成功例は見当たらない。藤田氏も、労務管理

や製品管理の面での支店管理の難しさを語っておられた。

原料の生乳約二万kgは、全量フジタファームから一五〇円から一七〇円／kgで購入しているが、フジタファームの生乳生産量の七％程度を占めている。売上は約六〇〇〇万円でジェラートの売上が九六％を占めている。

レガーロではチーズの製造・販売を計画し、すでに試作を行っているが、ただ製品を販売するのではなく、消費者自らがピザを作って食べるという方式を提案している。すなわち、米工房で生産したコメ粉からピザ生地を作り、やはり米工房産のトマトやパプリカ、そしてレガーロのチーズを使って、消費者がピザづくりをすることであり、そのための体験館を建設中である。フジタファームは酪農教育ファームの認証牧場であり、またその活動を推し進めている地域交流牧場協議会の会長を藤田氏が務めている。現在でも搾乳体験やジェラート作りの体験を行っているが、その活動をさらに一歩進める。

ブランド米の生産地である岩室においても、本年度の仮渡金は昨年から四〇〇〇円以上下がって一二三〇〇円になってしまった。所得補償政策の実施があっても、米単作で家計を維持できる所得を確保するのは易しくはない。フジタファームグループの試みは、地域全体の活性化を、消費者との連携を軸とした経営の立体化によって達成しようとするもので、今後の地域農業のあり方の一つの方向を示している。政策の在り方を考える上でも、政策が地域の主体的取り組みを尊重し、助長する支援となっているか否かを検証する格好の事例だろう。

米政策転換への新潟県胎内市の農業経営の対応

東京大学教授　谷口　信和

1、米戸別所得補償モデル事業で進んだ過剰作付

表1をご覧頂きたい。これは二〇一〇年産から導入された米戸別所得補償モデル事業によって、主食用米の生産数量目標の面積換算値に対して実作付面積がどれだけ過剰であったかを二〇〇七年産からの実績と比較したものである。

これによれば、第一に、全国ベースでは二〇〇七年産以降は過剰作付面積、過剰作付率が着実に減少してきた。米モデル事業は全国ベースでみる限り、こうした傾向を一層強め、不完全ではあれ生産調整の実効性を高める方向に機能したといってよい。

しかし、第二に、新潟県では二〇〇七~〇九年産までは程度こそ低いとはいえ全国と同様に、過剰作付面積、過剰作付率は減少してきたが、二〇一〇年産ではむしろ面積・率とも反転増加して、生産調整からの離脱に向かってしまったことが分かる。

そして、第三に、胎内市の場合は二〇〇九年産からのデータしかないが、新潟県全体よりもっとドラスティックに、〇九年産の生産調整超過達成（過剰作付なし）から、面積・率ともわずかだとはいえ、二〇一〇年産では過剰作付に転換したことが注目される。

全国的にみると、二〇一〇年産の過剰作付面積のトップ四は福島・千葉・茨城・新潟であって、ここに全国の過剰作付面積の八一・〇%が集中しており、集中傾向は〇九年産の七二・〇%から一層強まっていた。換言すれば、わずかな数の諸県における生産調整の未達が解決できれば、全国レベルでの未達問題は解消する構造にあるのである。その際に注目すべき点は福島・茨城・千葉県の上位三県では〇九年産から一〇年産にかけて過剰面積

表１　米戸別所得補償モデル事業による生産調整の実績

年産		2007	2008	2009	2010
全国	過剰作付面積　ha	70,748	54,200	49,100	42,140
	過剰作付率　％	4.5	3.5	3.2	2.7
新潟県	過剰作付面積　ha	4,791	4,583	4,219	4,593
	過剰作付率　％	4.3	4.3	3.9	4.4
胎内市	過剰作付面積　ha	－	－	−11	33
	過剰作付率　％	－	－	−0.4	1.3

（注）（１）過剰作付面積＝実作付面積－生産数量目標の面積換算値
（２）過剰作付率＝過剰作付面積／面積換算値×100
（出所）新潟県及び胎内市の資料により、一部筆者作成。

表２　胎内市における水田経営所得安定対策加入状況

年度	2007	2008	2009	2010
認定農業者	185	182	199	195
集落営農	15	18	33	35
計	200	200	232	230
加入面積 ha	1,506	1,591	1,600	1,491
カバー率 ％	50.7	53.4	53.7	50.0

（注）（１）カバー率の2007年度は2006年度の作付面積、2008年度以降は2008年度の作付面積をベースにしている。
（２）2010年度の加入面積・カバー率の減少は、米粉用米が含まれないためである。
（出所）胎内市の資料による。

が縮小していた事実である。[1]新潟の動きは明らかにこうした動きとは異なっているといえよう。

以上の事実から考えられることは、米モデル事業が全国平均の生産費や販売価格をベースにして、しかも家族労働費を八割に値切って算入する生産費を定額部分の算出根拠としたことが、定額部分そのものの水準を下げただけでなく、新潟のような高価格米地帯に対する定額部分の意義を低め、米モデル事業への加入者数・加入面積の増加を押しとどめ、生産調整政策としての実効性を低めたということである。二〇一一年度の戸別所得補償本格実施案では定額部分の水準は継承されているが、引き上げの方向での早急な再検討が必要であるように思われる。

2、胎内市の水田農業

表2に、胎内市におけるこれまでの水田経営所得安定対策への加入状況を示した。これによれば、第一に、二〇〇九年度までに担い手と目される加入者がカバーする面積率は二〇〇七年度の五〇・七％から、〇九年度には五三・七％にまで緩やかではあるが高まってきた。構造改革が着実に進展してきたとみられる。一〇年度は水田利活用自給力向上事業で新規需要米として把握された米粉用米が表３のように大幅に増加したため、経営所得安定対策から除外されるので、加入面積・カバー率ともに低下しているようにみえるが、構造再編は引き続き進展しているとみるべきである。

とはいえ、第二に、認定農業者数の増加には明らかに陰りがみられ、二〇一〇年度には減少すら観察される。反対に、集落営農数が急速に増加しており、認定農業者を中心とした構造再編から集落営農を中心とした構造再編にシフトしつつあることが窺える。

そこで、我々が唯一お話を伺うことができた家族経営Kさんの事例を紹介する中で、この問題に接近してみたい。

Kさんは旧黒川村（二〇〇五年九月に中条町と合併して胎内市の一部になった）の中山間地域にある集落（総戸数四五戸、うち農家二八戸、販売農家一二～一三戸）で、四五⊠の農地のうち二一・〇⊠を経営する専業農民である。集落には定年帰農者一名や年金生活者である専業農家一戸が四⊠を経営する他には大規模な経営は存在しない。

六五歳の本人と六二歳の妻の二人だけの経営であり、農業後継者はいない。〇・五⊠から二・五⊠までの一二～一三戸の農家から計一五⊠程度を借り入れており、本人は二〇年ほど前から二⊠の所有地に少しずつ農地を買い足してきて、現在は五・五⊠を所有している。かつては一〇a当たり一七〇万円もした水田は、三年前の購入時には八〇万円にまで価格が低下したという。

農地は一九九六年からの二一世紀型圃場整備事業（受益面積一五〇⊠）で五〇a区画に整備されており、トラクター二台(五〇PS、四六PS)、田植機二台(一〇条、八条)、自脱コンバイン（五条）などの機械装備で効率的な耕作が実現している。調整水田が〇・四⊠あるが、二〇・六⊠を耕作し、米が二〇・四⊠で主食

表3　米粉用米作付面積の推移

年産	2008	2009	2010
面積 ha	42.15	113.3	239.95

（出所）胎内市の資料による。

表4　転作の実施状況　⊠

年産		2007	2008	2009
実転作	麦	279	82	67
	大豆		287	211
	飼料作物	59	47	49
	地力増進作物	20	39	23
	野菜等	135	161	153
	米粉用米	–	42	113
	飼料用米	–	3	–
	WCS	–	14	–
	その他新規需要米	–	4	3
	小計	492	679	620
実績算入	調整水田	50	69	59
	自己保全管理	141	158	162
	加工用米	103	29	72
	小計	294	286	304
合計		786	966	923

（出所）胎内市の資料による。

用一六・二☒と米粉用米四・二☒になっている。二〇〇六年度までは大豆三☒の作付けをしていたが、〇七年度に大豆から米粉用米に転換した。いうまでもなく、作業が大幅に楽だからというのが理由である。調整水田はハウスの跡地二〇ａと山中の小規模借入耕地（五ａ×四枚）だが、後者は地代を払いながら草刈りを実施している天水田の棚田だが、そばを播種する計画だという。

借地料は一〇年契約で、水利費(三〇〇〇円／一〇ａ)を別にして、一〇ａ当たり二万円から二万六〇〇〇円程度であり、契約の二〇～三〇％は自家飯米用に現物支払いとなっている。また、昨年から主食用米の半分程度を業者経由で名古屋方面に販売することを始めた。

ここで、注目したいのは以下の二点である。

第一は、近年、耕作を止める人が急増していることである。二〇〇九年の経営面積は一七・五☒だったが、わずか一年で二戸の三人が全面積の貸付を申し出て、一挙に三・五☒の借入を行ったからである。そこには昭和一桁世代の全面的なリタイアと、ある程度規模の大きな農家のリタイアという新たな事態が反映されている。

第二は、Ｋさんの次を担う経営者が首尾良く確保できるかという不安である。集落の規模は四五☒とかなり大きく、まだまだ農地の貸付面積が増加することが予想されるのだが、Ｋさんが病気や事故で耕作できなくなるような事態が生じた場合には、一挙に耕作放棄とならざるをえないようなリスクと隣り合わせの状態にあるからである。上述のように、Ｋさんに次ぐ規模の経営者はいずれもＫさんと年齢が変わらない高齢者である。

これまでＫさんの集落では個別経営による担い手確保という方向で構造再編が進んできたわけだが、そうした行き方だけでは今後に不安があるというのが正直なところであろう。こうした状態への有力な対応の一つが集落営農であり、それが胎内市で急速に設立されているものとして、先の表2を理解しておきたい。

3、生産調整への対応

胎内市全体の生産調整への対応を**表4**に示した。これによると、二〇一〇年度の数字は与えられていないが、〇九年度までの動向について、以下のように整理できよう。

第一に、転作の三〇～四〇％が実績参入によって占められており、転作への消極的な対応が目立つ。とはいえ、そこには加工用米という新潟県独自の対応がみられ、その割合が少なくない反面、調整水田や自己保全管理が二〇％以上に達する現実が無視しえない。

第二に、実転作では大豆が最も選好されているが、二〇〇八年度からは米粉用米が導入され、これが急速に面

積を伸ばしていることに対応して（**表3**を参照のこと）、面積が縮小している。先にK経営でみた実例が胎内市全体の動向を代表しているものとみてよい。

したがって第三に、二〇〇九年度における転作対応の新たな動きは米粉用米（実転作）と加工用米（実績参入）という、もっぱら米に依存した転作拡大の方向であった。二〇一〇年産では表3でみたように、米粉用米の方向が一層強化されている。

これらの動向から二〇一〇年産の実績について予想されることを以下に整理してまとめに代えたい。

第一に、食用米が過剰作付傾向を強めた分だけ、転作面積が縮小したことが予想される。恐らくは加工用米は実績参入から実転作に移行し、戦略作物として交付金の対象となる米粉用米の急激な増加に吸収されたとしても全体の転作面積が縮小したのではないか。

そうすると第二に、麦・大豆についても引き続き作付が縮小し、自給率向上の足を引っ張る方向に進んだ可能性が高い。

また第三に、飼料用米やWCS用稲といった米・稲の飼料化の方向はほとんど追求されなかったのではないか。

だから、第四に、調整水田や自己保全管理の少なくない部分が実績参入からはずれ、食用米の作付に向かったことが推察される。あるいは八〇名と指摘される生産調整不参加者による超過作付面積三七・六㌶を実際の超過作付面積三二・六㌶が下回った分だけ、生産調整参加者が転作を強化したことになるのかもしれない。

しかし、実態はやがて実績数字が明らかにするものであって、ここで予想を極めることは余り意味のあることではない。むしろ、新潟県全体としてはある程度進んだ飼料用米などの導入がこの地域ではほとんど追求されなかった理由、また、米粉用米への傾斜が単価の急落を招いたことの意味を検討することが求められるのではないか。今後の課題としたい。

（注）

(1) 谷口信和「二一世紀日本農業の担い手をどうするか　連載第一〇回」『農業協同組合新聞』二〇一〇年一一月一〇日号を参照されたい。

ガーデニングと花苗生産のゆくえ

日本大学生物資源科学部准教授　宮部　和幸

「庭いじり」が、「ガーデニング」というネーミングに変わったのは一九九七年のこと、その年の流行語大賞になった。一九九〇年代後半、わが国はガーデニングブームを迎えた。当時、ブームの追い風にのって、パンジーやサルビアなどの花壇用苗物（以下では「花苗」）、プランターやハンギングバスケットなどの園芸用品が、花き専門店やホームセンターなどでところ狭しと並べられ、大いに賑わった。

こうしたブームは、バルブ経済の崩壊以降、低迷が続いていた花き産業に大きな変化をもたらすと同時に、多様な局面に大きな影響を及ぼした。それまでの特定の園芸家による「趣味の園芸」とは異なり、花や緑にあまり関心を持っていなかった主婦やＯＬなどの新しい層に草花を育てる楽しみを植え付けさせたのである。

ブームが去ったとはいえ、ガーデニングは、われわれの生活にもっと身近な農的活動である。ここでは、一九九〇年代のガーデニングブームとは何であったのか、そして今後のわが国のガーデニングと花苗生産を考えてみたい。

１、ガーデニングブームとは

図１は、一世帯当たりの「園芸品・同用品」と「切り花」の年間購入金額等の推移を示したものである。一九九〇年代、多くの商品が伸び悩むなかで、園芸品・同用品の伸びは、切り花のそれを大幅に上回るスピードで増大し、一世帯当たりのガーデニングにかける費用は、一九九九年一一七二六円のピークを迎えた。家計総支出に占める園芸品・同用品費の割合いわゆる「エンゲイ係数」は、九〇年の〇・一九％から九九年の〇・三％に上昇した。

このブームの主役は女性であった。あるインテリア雑誌で、従来の「趣味の園芸」のイメージとは異なる、軽

図１　１世帯当たりの園芸・切り花の年間購入額の推移

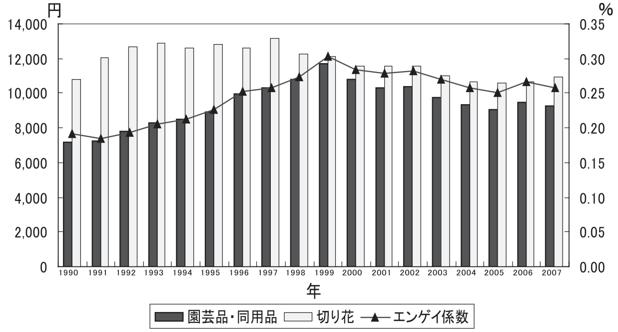

資料：総務省統計局「家計調査年報」
注：「エンゲイ係数」は、家計総支出のなかで園芸品・同用品費が占める割合をいう。

図２　花苗の生産量と国内産出額の推移

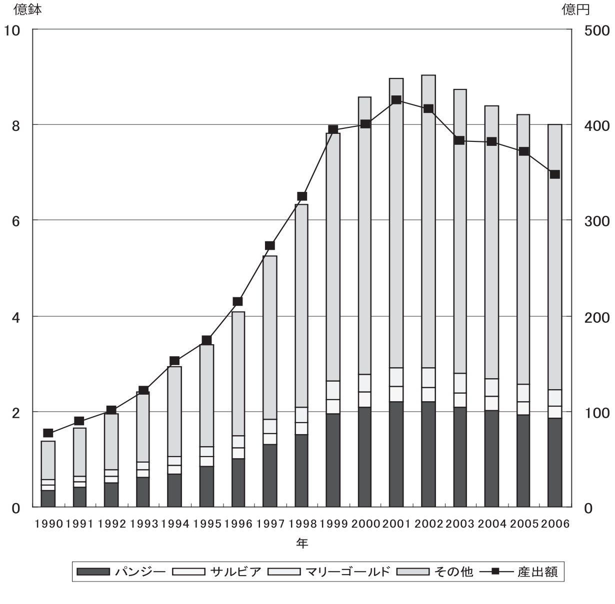

資料：農林水産省統計部「花き生産出荷統計」・「生産農業所得統計」

やかでお洒落なイメージを持つイングリッシュ・ガーデンが紹介されると、若い女性や主婦がガーデニングに飛びついた。それは、種から育てる「育てる園芸」ではなく、プランターやコンテナなどに花苗を植えて飾る、「飾る園芸」としてのガーデニングであった。ブームは、女性を中心として消費者のすそ野の拡大による多様な消費者ニーズに支えられてもいた。

生産サイドは、急激な消費増大に敏感に反応した。花

苗生産経営体、作付面積、生産量のいずれの指標でも増加傾向を示した。図2でみるように、パンジーやサルビアなどの主要な品目でなく、その他の品目・品種の生産増大によるものであった。すなわち、ブームは、単に量的な変化だけでなく、多面的な花苗需要、より一層の多品目・品種化などの質的な変化を含んでいたのである。

2、ブーム後の花苗生産経営体は

しかし、ブームが収束した二〇〇〇年以降、花苗需要は減少しつづけ、花苗需給は飽和状態に移行する。一世帯当たりの園芸品・同用品費は、二〇〇七年の九二四〇円までに減少する（図1参照）。卸売市場での花苗の単価は低迷しつづけ、出荷量の減少分を単価が吸収できていない状況に、多くの花苗生産経営体はおかれることになる。経営体数は二〇〇〇年の七五四〇戸から二〇〇六年六七一〇戸に減少し、そして現在、いかにして生き残るべきか、それを自問しつづける経営体も少なくはない。

生き残りに道筋を持っている経営者に共通しているのは、新たな市場や需要を掘り起こすための、実需者などとの共有型情報の蓄積と活用にある。それはブームの置き土産である消費の多様性に着目することであり、消費者ニーズに適合した新しい花苗、新品目・新品種に関する情報をいかに集積し、導入するかにある。そのためには、花苗生産経営体が、種苗業者、育種業者、資材業者、ホームセンター、消費者等の多様な関係者と、どのようなネットワークを形成し、活用するかが決め手となっているといえる。

3、これからのガーデニングと花苗生産

ガーデニングブームを踏まえつつ、これからのわが国のガーデニングと花苗生産のあり方を指摘しておこう。

第一に、日本型ガーデニングのあり方を追求することである。「飾る園芸」としてのガーデニングに注目が集まり、イングリッシュ・ガーデンに取り組んだ女性も少なくない。しかし、イギリスとの気候・風土・住環境条件の相違、感性やセンスなどの相違などからみて、イングリッシュ・ガーデンをそのまま日本で再現するのは不可能である。したがって、旧来の日本庭園を見直しつつ、日本独自の風土や諸条件に合った日本型ガーデニングをより一層求めていくことが大切である。

本来、わが国における花に対する需要は、「はかなさ」、「弱々しさ」で形容される軟弱野菜的な花きの需要を基本としている。ガーデニングにおいても、こうした花きの需要特性を基本として、多様な品目・品種のバリエーションを求めていくことも重要となろう。

第二に、自然・健康志向の高まりなど、ガーデニング

に対する多様なニーズへの対応である。花と緑のある生活に対するニーズは、高齢化・環境問題の進行とともに、今後も一層強まっていくとともに多様化していくものと考えられる。

たとえば英国における高齢者の健康チェックのバロメーターは、庭の手入れ状況でわかるといわれている。つまり、ガーデニングができなくなったならば、その高齢者は介護等の支援を受けなければならない、という意味である。長期持続的な作業を有する「育てる園芸」(ガーデニング)が、この面から今後、注目されなければならない。

第三に、日本型ガーデニングなどの日本独自の風土や諸条件に合った形態を模索しながら、わが国の花苗生産は、生活に密着した形で更に維持・発展していくことが望まれる。

多くの農産物の消費が、最終的にはわれわれの胃袋の大きさに規定されるのに対して、花きは消費上限を持たない。ガーデニングブームにより花きの家庭需要が伸びてきたとはいえ、その市場規模は欧米各国に比べると依然として小さい状況にある。ゆとりあるライフスタイルの実現に向けて、花き生産に携わる各分野で、いかにして生活に密着した花きの消費を提案していくかが、今まで以上に求めてられてくるであろう。

編集後記

◎量無く品質粗悪、おまけに価格安という三重苦の本年産米では、さすがに全国屈指の〝良食味・高価格米産地新潟〟の匠の皆さんも、心なしか元気が感じられなかった。

新政権下、鳴り物入りでスタートした米戸別所得補償モデル事業も、経営の安定どころか積み上がる在庫を横目に交付金を見込んでの買いたたきの材料にされたのでは、形無しと言うほかない。うち続く消費伸び悩みに、腹立たしいまでの猛暑という〝天〟にまで裏切られ、新政策をテコにコメの需給調整を行い米価を安定させるという政府のシナリオは、まさに出鼻をくじかれた格好だ。

今回の現地調査に協力頂いた生産者は、卓越した理論と実践で地域を先駆する人たちだが、「今後益々、老木が折れるように離農・脱農が続出するのでは」と、苦悩の表情で語る姿が忘れられない。猛暑が高齢者主体の支え手の減少に追い打ちをかけかねないからだ。当然ながら農政に対する注文も続出、「政策をコロコロ変えるな!、農地を買いたいが先が見通せない、子供に継げとはとてもいえない」などは、もはや〝痛切な叫び〟、との感深くした。

だが、いつの時代も先駆者たちは逆境にこそ生きる術を見い出す。四季折々の自然を生かす知恵、歴史や文化を生かし、負を正に転じる知恵、人と人が繋がり共同・協働する知恵を駆使して地域を創る。

本号に登場する実践例も、自給率向上や環境保全、農業の六次産業化など現政権の掲げる政策を懸命に定着・発展させるため奮闘されている。是非とも現政権には、思いつきや目先の現象に右往左往せず、掲げた政策目標達成のため腰を据えた対応を強く求めたい。

◎ところで、菅総理が唐突にTPP（環太平洋戦略的経済パートナーシップ）参加を打ち出して以降、商業紙が推進論を煽りたてている。〝議論に乗り遅れるな、農業のせいで国益を失うな〟の大合唱なのだが、「輸出産業の利益のために失う農林水産業・環境などの国益の大きさ」には全く触れないのが、いまのマスコミたる所以。

それにしても、閣議決定文書にまで「国を開き」の文字が記述されることには、些か憤りを越え悲しみを禁じ得ない。農産物は基本的に生産国内の消費に向けられる物であり鉱工業製品に比して各国とも貿易率は低いのだが、日本の農産物輸入額は優に六兆円を超え、既に〝開かれ過ぎる程開かれて〟いるのである。

政府は、TPP交渉に参加するか否かの判断のために「食と農林漁業再生推進本部」の議論を一一月末に開始するが、今後の日本の生き方に関わる問題だけに「国益」をかけた不退転の決断を望みたい。

（太田）